

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員会 會議録 第二十四号

(三八一)

昭和二十四年五月二十二日(日曜日)午後一時十一分開会

本日の会議に付した事件

○海上運送法案(内閣提出、衆議院送付)

○監理委員及び運輸審議会委員に関する件

○戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案(衆議院送付)

○委員(横谷勲助君) これより会議を開きます。海上運送法案を議題に供します。御質疑ありましたらお申出願いたいと思います。

この衆議院の修正は政府の同意をなすつたのですか。

○政府委員(秋山龍君) 同意をしております。

○委員(横谷勲助君) それから第四十二條に「この法律の規定は、國、日本國有鉄道又は船舶運送会社が海上運送業を営む場合には、適用しない」ということになつてゐるのであるが、こういうことを言つてゐますね、現在職員法の免除措置は臨時船舶管理法律によつて規定されてゐるが、今議院に提出された海上運送法案において臨時船舶管理令を廃止することに規定されておき、今直ちに法律によつて軽減を廃止すれば船舶運送に重大なる支障を來たすにつき、この法律を改正するか、通過を延期するかの措置をすることにしたい。

○政府委員(秋山龍君) 本法と造船法とが両方通過いたしますれば、大體臨時船舶管理法律は要らないことになる予定でございまして、造船法が通過困難の見通しがございましたので、衆議院の修正にございまして、本法におきましては臨時船舶管理法の第六條のみを削除するといふことにいたしてございすので、その關係は問題ないかと存じます。

○委員(横谷勲助君) それから第二條第三項に「この法律において『定期航路事業』とは、一定の航路に旅客船を就航させて一定の日程表と賃率表とに従つて運送する旨を公示して行ふ」といふ点があるが、この運賃表といふことが特に旅客運賃表といふことを入れたくない、例えば價格整理といふやうな問題と混同し易いといふやうなことを言つておりましたが、旅客船といふことが前にあるから別に旅客運賃表といふことは入れなくてもいい、というふうな解釈して差支ないのですか。

○政府委員(秋山龍君) この定期航路事業におきましては旅客船の定義を他の法律によつて旅客船の定義を他いたしました關係上、場合によりと相當な貨物定数を持つ船があると存するものであります。併しながらこの賃率表として掲げられるものは修正案にもございまして、手荷物外、小荷物だけでございまして、小荷物以外の貨物におきましては、一般貨物運送と同様に取扱われる趣旨でございまして、賃率表は公示されないことになつております。

○委員(横谷勲助君) 外に御質疑ありませんか。

○小野重吉 民間にいたことがあつたが、この海上運送法案で定期航路事業といふのは旅客の運送に従事するものであつて定員が十三名以上、そのいふふうになつておりますが、貨物事業についての定期の性質を持つてゐるものがあるのではないかと、こゝに思ふので、貨物船については定期航路事業としての法律における取扱が異なるのはどういふわけか、ということが第一点であります。

第二点としては旅客定員を、これは先程ちよつと政府委員からお話があつたやうなんです、聞き流しましたので伺いたいのですが、十三人以上といふことにしておりますのは、どういふ根拠があるのか、それから運賃告示として以前に海運業の種類が決められておつたと思ふのですが、今回のこの法律案によりまして、この種類を全然止めて、新しい考え方が出て來ておるやうなふうに見えるのですが、この点はどういふやうな理由がありますのか、これを伺いたいと思ひます。

更に時間の節約をいたす意味から申上げて置きたいのですが、今回のこの法律案を制定いたしますためには第一條にあるやうな目的を持つておるといふことは疑われるのであります、日本海運事業が戦前において世界の第三位、言い換えれば、六百数十万トンの船腹を保有しておつた時代には、この種法律による規制を受けないで海運事業が國際的に或いは又國內的に自由に事業を営み得たのでありまして、その結果においてこそ日本の海運事業が非常に発展を來したといふふうにも考えられるのではないかと、今回の海上運送法案を見ますと、事業の経営につきましての法律上のいふ／＼の制約がある、こゝに思ふやうな制約があつて、今日の船腹の保有数量は戦前の漸く四分の一程度かと思ひますが、こゝに思ふやうな少数の船腹を保有してゐる現状において、この種法律の制定によつて制約を設けるがために、却つて自由にして調達な海運事業の発展を期待することが困難になる虞れがあるのではないかと、従つて私はこの法律案を御制定になる一つの大きな狙ひなり目的といふものがなければならぬ、同時に具体的なには免許、認可或いは報告とか或いは又検査に関する事項、更にこれに伴う罰則の規定も相當あるのであります、これらが業者の特に海運事業の変遷期にあり、將來の発展を約束し上りとする諸制度が實施されようといふる際に、その運営に対して拘束を與える虞れがあるのではないかとこゝに思ふやうな懸念が持たれるので、従つてこの法律案を政府が制定されようとする必要の眼目どこにあるのか、これらの法律によつて相當の制約を加えずして我が國の海上運送事業を助長する御意思がないのかこの点を伺つておきたいと思ひます。向あと二、三點ありますが、一應御答弁を願つた上で御質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍君) 小野さんの御質問は大體四點かと存じますが、第一の貨物定期といふものがある筈であるが、これに対してはどういふ考えを持つてゐるかという御趣旨かと了解いたしますが、私共海運の政策といたしましては、第四點についてお述べになりましたやうに飽くまでも自由調達なる発達を希望するものが根本でございす。ただ旅客交通及び旅客に伴う小荷物、こゝに思ふやうなものの交通は、それが社会生活の一つの基盤といたして、定期に運行されるといふところに非常な大きな公益的な意味があるわけでございます、その公益を保護するために一定の規制を加へるが、それの必要以外の点につきましては、貨物の自由な発達を希望するといふのがこの法案の建前でございます。貨物を船を以ちまして定期的に航路するものもあると思ひますが、その本質におきましてはやはり貨物の動きがたま／＼当該のルートにおきまして、定期的に運航するに足るだけの数量があるといふだけでございまして、これも時期によりましては、或いは予定せる船腹よりも超過することもあるでございまして、さうな場合には忽ちにしていはゆる不定期船の競争の對象になるわけでありまして、従ひましてこれらは我が國の海運の特色といたしましては自由不定期貨物といふものと競争になるわけでございます、特に定期的に運航するからと言つて、これを修正するといふ理由に乏しいのでございす。従

いまして、それらは自由なマーケットによる公正な競争によつて需要を満たして行くという考え方を採りたいのでございます。従つて貨物定期は本法の定期航路事業としての規正の対象にいたさなかつた次第でございます。尚第二点の旅客船の定期でございますが、旅客船は船舶安全法の第四條の第二項に旅客船といたしまして「十二人以上乗客を定員とする船舶」と書いてございまして、旅客船は十二人以上の定員を持つことによりまして、いづれ安全法上特殊の監督規

正を受けておるわけでありまして、これを以て旅客船の定期といたした次第でございます。それから第三点につきましては、海運局長から答へることになります。第四点の海運の政策として、自由なる発達を所期すべきではないか、戦前には現在に四倍する船腹を持ちながら何らかの法規なくして発達をしたのではないか、こういうような御趣旨だと存するものであります。海運につきましても、特に海洋の自由という見地からこれを自由なる発達に任じたいというのが私共の根本の方針でございます。戦前におきましてはやはり定期航路につきましても、戦前であり

す。併しながら新憲法下新運輸省設置法の趣旨に従ひまして、かかる事実上の行政行為というものは非立憲的である、民主的でないということになつておりますので、我々として、そういう長年やつて來ましたやり方をここに法律的に明定いたしました。この法律に基いて行政をするということにしたい、いわゆる行政の民主化、こういうような趣旨から本法を提案するに至つたのでございまして、この交易に關係のある定期旅客航路以外の海運事業につきましては、單

にその実情を知るための報告義務を課するといふ程度に止めておるのであります。それ以上何ら経営上の拘束になることは多少公正取引及び独占禁止法との關係で條文が入れられてございまして、それ以外には敢て干渉するの意思を持つておらないのでございまして。飽くまでも自由調達なる發展を望みます、併しそこには又適時に適當なる政策を加える必要があるであらう。その場合に海運業の实体が不明であるといふのは、これ又策の施しやうもないわけでありまして、取敢えずそういう業態の実情を把握するといふ程度に権限を止めておる次第でございます。

らんが、併し自由調達なつまり発達を促すといふのに對するこういう規定で、これを厳格にやられることになれば、この自由調達というけれども、自由調達といふけれども、こういう條項がある以上は、やはりこれによらなければならぬと思ふんです。

○政府委員(秋山龍雄) その点に關しましては、その條文に示してございまして、運輸大臣はこの日本の海運の發展上、自分の判断で適當と認める船舶の規格というふうなものを定め、公示いたしまして、奨励するといふだけでございまして、何もそこに業者を縛るというふうな趣旨はないのでございまして。

は後で若し間違つておれば御訂正を願ひたい。

それから次に伺ひたいのは、この法律の第三條によりまして、定期航路事業を営もうとする者は航路ごとに運輸大臣の免許を受けなければならぬと、こういうふうになつておるのであります。その場合に定期航路事業の経営者は一体如何なる範圍を指しておるか、私がよく検討を加えてないために、或は見当違いかとも思ふんであります。船運運営會が営む海運事業は、これを如何にこの法律によつて取扱われようと思ふか、言ひ換へれば自營の船主或は定期航路事業者にのみこれを適用しようとする御意図であるかどうか、こういう点について御見解を伺ひたい。

次に伺ひたいことは、この第三條との関連でありまして、この法律案の附則によりまして、免許等をやります場合においては、運輸審議會に諮つて行ななければならぬという規定が、附則の第五項であります。入つておるんであります。然るに定期航路事業を営もうとする者が、航路ごとに免許を受けるということになります。と、本来の運輸審議會の使命は運輸省設置法案におきましては、基本的な運賃及び備料料をその対象としておるのうに見受けられるのであります。その場合に一つ、この航路について運賃等を審議會の諮問事項とするのは、運輸審議會の實際の運賃上から言つて余りに煩瑣に過ぎるのではないかと、又事業経営の円滑を害する虞があるのではないかと、こういうふうにお考へるのではありませんか、これに對するお考へを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍雄) 第一点の定員の点につきましては船舶安全法によりまして、十二人以上を超える旅客定員になつております。本法によりまして十三人以上となつております。平仄は合つておると思へます。

それから定期航路事業の範圍でございますが、定期航路事業の範圍をいたしましては、五トン以上の船舶を以て經營する定期航路は全部規定の対象になる建前でございます。但し船舶運営會の営みとする定期航路の問題であります。船舶運営會は現在旅客船を以ちまして、これは旅客定員よりも非常に貨物スペースの多い船を使つておりますが、定期的な運航をいたしておるわけでございます。併しながらこれは本法の第四十二條によりまして船舶運営會の営む海上運送事業には適用しないことになつております。又これは民間に譲りました場合を考へまして、そういう例えは氷川丸というふうなものを國內に運航するのをこれは定期航路事業であるといふことは、恐らく困難ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

それから免許と運輸審議會の關係でございますが、免許はこれは一本々々免許をいたす建前でございますが、特に運賃等の關係で運輸審議會の審議を受けることになつておりますが、その場合に運輸審議會の方は「基本的な運賃」と書いてございまして、併しながらこの基本的と申しますのが、私共の了解ではやはりケース、バイ、ケース、普通一件々ごとに当該事業における基本的な運賃料金というふうな了解をいたしておるのでございます。現在におきましてはこれは物價統制令の關係上

をなし或いは官の斡旋によりまして当該航路或いは競争状態を緩和するといふような措置を講じたのでござい

ます。併しながら新憲法下新運輸省設置法の趣旨に従ひまして、かかる事実上の行政行為というものは非立憲的である、民主的でないということになつておりますので、我々として、そういう長年やつて來ましたやり方をここに法律的に明定いたしました。この法律に基いて行政をするということにしたい、いわゆる行政の民主化、こういうような趣旨から本法を提案するに至つたのでございまして、この交易に關係のある定期旅客航路以外の海運事業につきましては、單

○委員(橋谷龍雄) 大体この海上運送法案は、この定期船に重きを置いてやつたんでしよう、ところが今小野君の御質問は、要するに四十條のごときですね「運輸大臣は、海上運送事業に使用する船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励し」といふことがあり、四十一條も、これはある程度まで無用の競争は避けなければならんが、併し自由調達なつまり発達を促すといふのに對するこういう規定で、これを厳格にやられることになれば、この自由調達というけれども、自由調達といふけれども、こういう條項がある以上は、やはりこれによらなければならぬと思ふんです。

○政府委員(秋山龍雄) 第一点の定員の点につきましては船舶安全法によりまして、十二人以上を超える旅客定員になつております。本法によりまして十三人以上となつております。平仄は合つておると思へます。

それから定期航路事業の範圍でございますが、定期航路事業の範圍をいたしましては、五トン以上の船舶を以て經營する定期航路は全部規定の対象になる建前でございます。但し船舶運営會の営みとする定期航路の問題であります。船舶運営會は現在旅客船を以ちまして、これは旅客定員よりも非常に貨物スペースの多い船を使つておりますが、定期的な運航をいたしておるわけでございます。併しながらこれは本法の第四十二條によりまして船舶運営會の営む海上運送事業には適用しないことになつております。又これは民間に譲りました場合を考へまして、そういう例えは氷川丸というふうなものを國內に運航するのをこれは定期航路事業であるといふことは、恐らく困難ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

それから免許と運輸審議會の關係でございますが、免許はこれは一本々々免許をいたす建前でございますが、特に運賃等の關係で運輸審議會の審議を受けることになつておりますが、その場合に運輸審議會の方は「基本的な運賃」と書いてございまして、併しながらこの基本的と申しますのが、私共の了解ではやはりケース、バイ、ケース、普通一件々ごとに当該事業における基本的な運賃料金というふうな了解をいたしておるのでございます。現在におきましてはこれは物價統制令の關係上

該議院或いは競争状態を緩和するといふような措置を講じたのでございませう。

うことがあり、四十一條もこれはある程度まで無用の競争は避けなければならぬ。

というお話がありました。これは十人三人じやないかと思ふんですが、これ

ありますが、これに対するお考えを伺いたいと思ひます。

たしておるのでございます。現在におきましてはこれは物價統制令の關係上

物價統制令があります間全部物價に
おいてやることになつておるわけだ
ございまして、物價にございしても
はり事情の異ります場合には、ケ
ス、ケースの運賃を認可いたしてお
るような次第でございまして、將來と
この運賃の問題はやはり公衆の利便と
事業の存立、いわゆる公益と私益との
調和点として最も重要な事項でござ
いますので、このうち最も重要な事
項の公正なる御裁断を願ひたいと思
ひます。

○小野 只今の運輸審議会との關係
におきましては、さうな取扱が妥當
であらうと思ひますが、この
法律案の趣旨から考えますと、定期航
路事業といふものが航路が基礎となつ
て考えられなければならない、従つて
航路ごとに判断をするということにな
るのであります。基本的な事項とい
うことは航路ごとの現実的な処理と
いうことは必ずしも一致しない場合
が起つて来るであらう、このうち
に考えられますので、この点について
更に御意見を伺ひたいと思ひます。

更に續いて伺ひたいことは、他の法
律との關係でありまして、この海上運
送法案が主として定期航路事業を對象
としてゐるというふうな御趣意であ
りますが、從來からの海員のストライ
キの事情を見ますと、主として不
定期航路においてその被害が相當な
やに見受けられるのであります。さ
うな場合において、この法律案が定期
航路事業に重点を置いてゐることは
遺憾でありますけれども、一面貨
物の事業におきましては、先程も言

れましたように、場合によつては定期
的な性格を持つたものの中には見受け
られるのではないかと、従つて今後の事
業の平和的な運営を企圖いたして行
きますためには、労働関係調整法との間
題をこの際相當考慮する必要があるの
ではないか、即ち公益事業の点につ
いてこの海上運送法が実施された時
において、どういふふうな關係にお
いて取扱ひことが最も妥當であるかとい
ふことの政府の御見解と、又從來の海
員ストライキの事實に徴して、如何に
することが日本の海運の発達のために
最も妥當であるかといふことについて
の御見解を先ず伺ひたいと思ひます。

それからもう一点伺ひたいことは、
海上運送には陸上運送と関連した事項
が相當あるのではないかと、例えば運賃
の問題にいたしましても、海陸運賃の
調整の問題が當然考えられなければな
りませんし、又陸運事業と海運事業と
の間における輸送の面における相互の
関連といふものも考えなければなら
ないので、これらの点について、この
法律案の中では他の運送事業との關係
については何ら触れられておらないよ
うに見受けられるのでありますけれども、

果してこれによつていふのかどうか、こ
ういふ点についてこの法律案の立
案に際してどの程度御研究に相成つた
か、他の事業法によりまして、
或る特定の運送事業が、他の運送事業
と或いは連絡を取つたり、或いは運輸
の協定を結ぶというふうな場合
をも想定して規定を定めてゐるもの
があるように見受けられるのでありま
す。これらの点についての御見解を承
つて置きたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍君) 運輸審議会の

運賃料金等に関する権限として「基本
的な」といふことが書いてございま
す。その基本的といふことは解釈も
いろいろあると思ひますが、私共の考
へとしては、やはり航路ごと
に、その最も基本的な運賃といふもの
があるのだから、いわゆる附
随的な小さな事項は別として、基本
的な運賃、貨物、小荷物の運
賃といふふうな解釈の余地もあるの
ではないか、又さういふふうな解釈し
て行きたい、かように考へてゐる次第
でございします。

第二点の海員ストと、海運事業との
關係でございします。今日たゞ海
運、特にこの貨物の海運、大型船の貨
物運送が全部運賃に統合されてお
りまして、これに對して全日本海運組合
といふ一つの單一組合がございします。
これとの間に賃金に関するいろいろの
係争問題がございしますために、全
面的な輸送の停止というふうな事柄が起
つて参るのでございします。併しなが
ら將來を考へてみますと、運賃とい
うものは過渡的な形態でございま
して、結局この船は百數十に上る船主の
自由運航に還るべき時期が必ず來ると
思ふのであります。その場合にはス
トは恐らくこゝろ全面的な形をとつ
て來るかどうかといふことは非常に疑
問でございまして、今のような全日本
海運組合と船主協会というふうな團體
交渉の形態をとつておられますけれ
ども、これも果してそのまゝ続くものか
どうかといふ点も多少疑問でございま
して、これが仮に各会社と組合との間
に個々に賃金問題が協定せられるとい
ふふうな状態が参りますれば、恐らく
只今直面いたしますやうなシリア

スな状態は起らないのじやないかと考
えておられます。又この貨物輸送自体が、
運賃にしましても、大体市場の情勢に
より、自由な契約によつて定まるとい
ふふうな建前をとつておられます。こ
れ自体一つの公益事業として考へる
ことについては、そこに若干の困難な
問題があるように考へられます。又過
去におけるストの経験におきまして
は、たゞ戦争及び戦後の非常なる
ストの枯れ果てた状態におきまし
て起りましたがために、非常にシ
ヤスな状態を現出した場合もござい
ますが、それでも産業は、何とかその状
態を切り抜けたのでございします。し
て、最近段々ストの状況が、平常に
還つて來たと同時に、その状態は非常
に緩和されて参りまして、さういふ
やうな状態がございします。さうい
ふこの全般的な貨物船の輸出を、公益事
業として見るということについては、
相當な困難な問題があるように考へて
おるのであります。さういふたやうな
見地から、大体現在までの考へ方を、
そのまま踏襲するといふやうな結論に
落ち着いたわけでありまして、

それからその他の輸送機関との輸送
調整の問題でございします。我が國の
輸送態勢は、御承知の通り國有鐵道と
いふものが、輸送の根幹、沿岸にお
きましては、輸送の根幹をなすのでござ
いまして、この輸送に對して、今多く
の群小のものが、拵み拵みかゝるやう
な状態になつておるのでございま
す。従ひまして、國有鐵道の運賃とい
うものは、輸送界における支配的なフ
クターでありまして、従つてこれに
ついては國会の御協賛を得なければ、
運賃は決められないといふやうなこと

で、強硬統制を受けておるやうな次第
でございします。結局この運賃を、ど
ういふふうに國會において決めて頂
けるかといふことが、輸送分野の調整の根
幹をなして行くものかと思ひます。さ
ういふやうな關係から海運に
おきまして、大体自由に輸送をいたし
まして、その運賃の決め方によつ
て、輸送分野が変るだけであら
ないで、積極的にさういふやうな運賃の
例えは不均衡といふやうなものを超
えて、強硬によつて輸送を調整するとい
ふやうなことは、余り適當でもないよ
うに考へたのであります。従ひまし
て、特に輸送の調整に關することは、
考へていないのでございします。併し
ながら連帶輸送、その他定期航路事業
が、他の輸送事業と契約を以て、いろ
いろの便宜な処置を講ずるといふこと
は、勿論これは可能なことと法律的に
考へ得ると思つております。

○小野 更に伺ひたいのは、これ
は第三條の免許の關連の問題であり
ますが、例えば一海運局の管轄区域内
の港相互間だけを、航路とするやうな定
期航路事業の免許とか、或いはこのよ
うな定期航路事業に關する認可、許可
といふやうなものは、當該管轄にお
るところの海運局長をして、行わざ
せると共に、その海運局長が、この法律
に示してありますやうに、免許の基準
に適合しておるかどうかといふことを
決定する場合に、その海運局長に公
聴會を開いて、海運局長に決定をさせ
るといふやうな方法が考へられるので
はないか、かように思ひます。さ
ういふ点に對して御見解を承
りたいと思ひます。

三

次にもう一点伺ひたいのですが、今

回のこの海上運送法案を通過いたしました
 すると、先程申しましたように、本來
 の海運事業の発達が自由且つ自主的
 に、尙又霸達に行われなければなら
 んといふことは、政府委員の御見解に
 もあつたのでありますが、新情勢下
 における制度として、この種法律案を必
 要とする御見解につきましても理解が
 持てるのであります。ただこの場合に
 おいて何つて置きたいことと、並びに
 御説明を願ひたいと思ひますことは、
 先ずこの外國航路についての定期航路
 事業も亦この法律の適用を受けるかど
 うかといふことであります。

それからこの法律案の中に入つてお
ります私的独占禁止法及び事業者団体
法の適用除外の問題でありまして、こ
の種規定を繰り込まれるにつきましては
は、いろいろ経緯があつたのではない
かと思つておりますが、若し必要があ
るならば、速記を止めてその経過を
御説明を煩したいと思ひます。

○政府委員(秋山龍碧) 一海運局管内だけの定期航路事業と言いますか、或いは船のトン数の非常に小さなもので、交通量の非常に少い定期航路事業、つまり輕微なる事業というようなものにつきますは、一々これを中央の運輸審議會に掛けませんで、地方限りに決めさせる方針を拵えてはどうか、こゝいうふうなお考えのように拜察したのであります、実はそういう点は原案にはそういうふうになつておつたのでございますが、その後審議の過程におきまして、そういうことも考へられるけれども、それは運輸省設置法との關係において、運輸審議會が事の輕微なものと認めるものについて、は、運輸大臣は運輸審議會に諮らない

でこれを行うことができる、事が輕微であるか否かということとは運輸審議會が決めるべきものである、従つてこの際これを法律に決めなくて、むしろ運輸審議會に諮つて、その輕微か否かを判断して貰ひ、輕微と決まつたものにつきましては、運輸大臣が適當に地方の局長に委任し、又これをして最も適當なる公益の代表的意見を聞いて、決めさすというふうなことにしたらどうかというような意見が抬頭いたしましたため、それも一つの考え方であるとしてこれから除いたような次第でございます。従ひまして、全國津々浦々の定期航路事業全部について、中央の運輸審議會で全部やるということについてはできないのではないかと、いうふう

それから本法の外國航路に關する、或いは外國の事業に對する適用の問題でございますが、文理からいたしまするといふと、やはり適用ありとせざるを得ないと存じております。併しながら現實の狀態といたしましては、現在は連合各國に對する適用、或いは外國は事實航路もございませんし、そういうよりよい問題につきましては、特殊な、やはり關係方面の指令によつて決まるものとかように了解いたしておる次第でございます。

それから第三点は、この独占禁止法と事業者団体法との除外関係の問題でございしますが、これにつきましてはちよつと速記を止めて頂きたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 速記をちよつと止めて下さい。

午後一時四十八分速記中止
午後二時五十分速記開始

○委員長(櫻谷剛助君) 速記を始め
て……。それでは本法案について質疑
はありますか。

○小泉男官言 本法の第一條の最後に「公共の福祉を増進することを目的とする。」というようなこれは結構なことだと思つたのでありますが、それから発展しましてこの第二條の最後の方に検査業、鑑定業及び検査業というようなものがやはり船舶運航事業の一部と、海上運送事業の一部としてここに挙げられておるのでありますが、特に鑑定業取扱は検査業というより本物ではない。

ろいろな關係で事業の妨げになるといふようなことがあり得ると思ふので、過去においてもそういうようなことのために或る程度政府みずから主になつてこゝろいう事業を或る程度規制しておつたといふような事実から鑑みましても、折角こゝろいうふうな法律を作るならそゝろいう点に対して相當な考察をするに思ふのでありますけれども、今私の申し上げましたような点に対しての政府の御見解を伺つて置きたいと思ひます。

わゆる實利事業ではなくてこれは公益事業であると私は考えますので、こういう公益事業をこの法案ではどこでも縛つておろすところがないのでいいわゆる届出主義で届出さえすれば誰でも仕事ができても自由競争ができるというようになことに見受けるのでありますが、その中ただ一つ登録をするという條文が、どこかに、この三十五條に檢査人、鑑定人又は檢査人にならうとする者は登録簿に省令に定むる手続によつて登録をするというだけが一つあるのであります。抑えてあるようでありますが、その省令の定むる手続というものは今私の申しましたような意味において何かそれを統制する意味で許可認可の制度というようなものをここで抑えて行けるのかどうか、それからもう一つは特に鑑定業のごときは相当専門の知識と経験がなければ、誰でもやるというようなことであると、どうも折角公共の福祉を増進するため或いは事業の健全な発達を図るを目的として言うて見たところで、これが非常な自由競争をして不正を助長したり、又その他い

○政府委員(秋山龍竜) 只今の小泉さんの御質問は誠に御尤もの点でございますまして、検査人、鑑定人、検査人と申します者は船舶の、特に貨物の移動に對しまして非常に公益的な機能を果しておるものであります。政府は法律にはよりませんが、戦時中種々の方法には取引の安全を期するために公益法人を設置せしめますとか、いろいろな方法によつて素質の改善に努めて参つたのであります。本法の立案に當りましても当方としましては何らかのことに免許制度を設けるとか何とかいうような方法によりましてスクリーニングを相當嚴重にし、そうしていわゆる取引の実体的な安全を確保するような方法を講じたいとかように思ひまして、立案いたしました参つたのでございますが、又二面こういう事業もやはり、これこそ誠に公の信用を得なければ動まらない仕事でございますして、その資格その他の経歴、学識等、優秀でありますして、そうして又品性の高潔な者には自然に需要が集中してそういう者が案える、そう

してこれに酬わぬ者は当然落伍するではないか、せういうよりな一々小さな事柄にまで政府が干渉することはどうかと思ふという有力な意見もございました。いろいろと揉んだのでございますけれども、どうも俄かに結論に到達することができませんでしたので、檢査、鑑定及び検査は、他の海運事業と違つて單にその状態を屈出その他によつてその報告を受ける權利を明示してその状態を知るといふだけでは満足できない、一定の欠格條項を設けまして、少くともその欠格條項には触れていないといふことだけでもこれを登録して公示するといふような制度をとりまして、この程度に一應話を折合わしたような次第でございまして、私共もそれを以ちまして、決して満足してはいらぬような次第ではないのでございまして、將來十分に研究をいたしまして、更に適當な時期に適當なる、お説によりますような公益に確保に関する適當な措置を講じたい、かように考へてゐるような次第であります。従いまして三十五條にあります「省令の定めれる手続により」といふ省令はその手続きだけでございまして、そういうような、憲法の規定いたします個人の職業の自由を縛るというようなことは、この省令ではできないと存じております。その際は改めて法律案として御審議を経なければならぬものと、かように了解いたしておるのであります。

○小泉男官署　もう一つ伺いますが、この鑑定人その他の者は外國人でも自由にやれるのかどうかということが一

それからもう一つ第三十九條の第一項に「箇教の不正な計算又は受渡の

の解明、一、積付に関する虚偽の証明又は鑑定、一、客積又は重量の不正な計算」というようなことに対して各号に該当する行為をしてはならないといふうなんだが、これは道徳的にならなければならぬ、それを、こゝういふものをしたかといふようなことは法律の上では分つておらんやうな気がするのですが、これはどこで誰がこゝういふことなるのを判定し、又判定がこゝういふことをしたといふたらどういふことになるのでありますか。

午後二時五十分速記開始

見たところで、これが非常な自由競争をして不正を助長したり、又その他い

して又品性の高潔な者には自然に需要が集中してそういう者が榮える、そ

それからもう一つ第三十九條の第一項に「箇数の不正な計算又は受渡の

虚偽の証明、一、積付に関する虚偽の証明又は鑑定、一、客積又は重量の不正な計算」というようなことに対して各号に該当する行為をしてはならないといふうなんだが、これは道徳的にならなければならぬ、それを、こゝういふものをしたかといふようなことは法律の上では分つておらんやうな気がするのですが、これはどこで誰がこゝういふことなるのを判定し、又判定がこゝういふことをしたといふたらどういふことになるのでありますか。

す。但しこれをやります場合にはその事実の認定を要する次第であるのでありますから第三項によりまして海運局長は聴聞会をやりましてその場所において当該船主等の陳述も聞き、又一方委員等が意見を述べた人からの言ひも聞きまして、そして判定をして処理する、かようにいたしておる次第でございます。

○委員(板谷勸助) 他に御質疑はありますか。
○丹羽五郎 此の海上運送法が仮に通りまして海運法が通らないと、臨時船舶管理法というものはやはり存続するわけになつて来るわけですね、造船法とそれから海上運送法とが二つが成立して、そして初めて臨時船舶管理法というものがなくなるというわけになつておるのですか、その点をちよつと……

○政府委員(秋山龍雄) 丹羽さんの御意見の通りでございます。原案によりまして造船法とこの海上運送法とが通りまして初めて臨時船舶管理法が全面的廃止ができるのであります。両方とも通るといふ前提の下に原案におきましてはこれを全面的に廃止することにしたのであります。造船法の見通しが非常に悪いものでありますから、衆議院においてその点を修正されまして、お手許に修正案が参つておると思ひますが、衆議院の修正によりまして、本法によつて廃止しますものは臨時船舶管理法の第六條だけということにいたしました。従ひまして造船法が通らない場合にはその臨時船舶管理法の分は残るわけでございます。本法を衆議院の修正通り御可決下さいましてその点に関する支障はないといふことになつております。

○委員(板谷勸助) 外に御質問は、一定の航路の旅客船、十三人以上の旅客定員を有する船舶、それを対象としておるということになつておりますが、今長官の話では、その船舶は五トン以上の船舶だといふことですが、それと小さい客船で運航してゐる巡航船はこれには適用されないのではありませんか、やはりそれと一定の日程表と貨率表によつて運送をやつておるのですか、それはこれには適用されないのですか。
○政府委員(秋山龍雄) その点は四十三條、四十四條に規定がございまして、一般に海上においては五トン未満の船舶と、主として河川を以て運轉する舟には適用がございせん。河川、湖沼におきましては五トンを二十トンに読み替へておりました。二十トン以上のものに適用がある、二十トン未満のものには適用がございせん。

○政府委員(秋山龍雄) 外国人で問題ですが、外国人に關しましては憲法の規定に従ひまして、国籍及び民族、宗教でございまして、それによつたことによつて不平等差別的待遇はできないわけでございますから当然外国人もこゝういふような仕事はできると、こゝういふわけになります。但しやります場合には本法の適用があると思ひます。但し占領下にあるという特殊事情による或る種の制約はあり得ると思ひます。

○政府委員(秋山龍雄) 丹羽さんの御意見の通りでございます。原案によりまして造船法とこの海上運送法とが通りまして初めて臨時船舶管理法が全面的廃止ができるのであります。両方とも通るといふ前提の下に原案におきましてはこれを全面的に廃止することにしたのであります。造船法の見通しが非常に悪いものでありますから、衆議院においてその点を修正されまして、お手許に修正案が参つておると思ひますが、衆議院の修正によりまして、本法によつて廃止しますものは臨時船舶管理法の第六條だけということにいたしました。従ひまして造船法が通らない場合にはその臨時船舶管理法の分は残るわけでございます。本法を衆議院の修正通り御可決下さいましてその点に関する支障はないといふことになつております。

○丹羽五郎 そうですね、第二條第二項に「この法律において船舶運送事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をすることをいふことになつておるわけで、これに限定してあるのですか、海上というのを特に限定しておるのですか……
○政府委員(秋山龍雄) お答えいたします。本法は海上において輸送するものに適用があるのであります。四十四條におきましては湖沼、沼又は河川におきましては船舶運送の事業に準用をいたしております。従ひまして理論としては一方は適用しており、一方は準用しておる、実質としては両方共通用があるわけでありまして、
○委員(板谷勸助) 外に御質問は、一定の航路の旅客船、十三人以上の旅客定員を有する船舶、それを対象としておるということになつておりますが、今長官の話では、その船舶は五トン以上の船舶だといふことですが、それと小さい客船で運航してゐる巡航船はこれには適用されないのではありませんか、やはりそれと一定の日程表と貨率表によつて運送をやつておるのですか、それはこれには適用されないのですか。
○政府委員(秋山龍雄) その点は四十三條、四十四條に規定がございまして、一般に海上においては五トン未満の船舶と、主として河川を以て運轉する舟には適用がございせん。河川、湖沼におきましては五トンを二十トンに読み替へておりました。二十トン以上のものに適用がある、二十トン未満のものには適用がございせん。

○委員(板谷勸助) 全会一致、原案通り可決と決定いたしました。尙委員長の口頭報告の内容については慣例により御一任願ひます。本案を可決された方は例により御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
村上 義一 入交 太蔵
高田 寛 飯田精太郎
小野 哲 結城 安次
小泉 秀吉 内村 清次
丹羽 五郎 鈴木 清一
大隅 憲二
○委員(板谷勸助) 速記を止めます。
午後二時三十分速記中止
午後三時四十分速記開始
午後三時四十七分休憩
午後七時一分開会

○委員(板谷勸助) 引續き會議を開きます。政府より発言を求めておられます。これを許します。
○政府委員(加藤常太郎) 國有鉄道法案が通りました結果、監理委員の任命が政府内において、各方面から候補者を採りまして慎重審議いたしました。本日衆議院に提出いたしました。衆議院を通過いたしました。参議院に廻付になるのであります。その人名をこの際皆様に御発表申し上げます。運輸委員会の御承認を得たいと思ひまして、実は閣下、その他につきまして詳しく御説明申し上げたいと思ひますが、相当長時間に亘りますから、ここに概略の履歴書を持っておりますから、皆さんに御覽願ひつて、その後皆さんの御同意を得たいと思ひます。
次に運輸審議会の委員であります。が、この点も法文にある通り、廣く経験と高い知識を有する者の中から選考することになつております。本日この選任を大体終へまして閣議も通りまして、運輸省設置法が通れば早速衆議院、参議院の両院の同意を得るのであります。この点はまだ設置法案が参議院で修正案が通つて衆議院に廻つておる関係上これは衆議院に廻しておりませんが、本委員会の皆さんの御承認を得るために、これ亦詳しく申し上げます。皆さんのお手許にお廻しいたします。どうか御覧の上御承認をお願いいたします。監理委員のあれは、今申し上げました通り、後でお手許に廻しますが、お名前だけを申し上げます。鈴木清秀氏、運輸関係

でございます。それから栃木嘉郎氏、これも運輸関係でございます。それから鈴木義彦氏これは工業であります。それから佐藤嘉一郎氏、金融であります。阿部藤造氏、商業であります。以上の通りであります。

○委員(板谷勸助) 運輸委員はまだ決まらんですか。

○政府委員(加藤常太郎) 運輸審議会も名前だけ、これは、商業、工業の別はありますが氏名だけ申上げます。太田三郎、岡田信次、木村隆規、平井好一、柏原謙六、松浦義以上六氏であります。

○委員(板谷勸助) 私鉄拂下げ法案について引続き質疑を継続いたします。運輸大臣もおいでになつておるか、何かお尋ねがあるならばお申し出を願います。先つき何で、佐藤君のその答弁では、必ずしもその買収をされた会社に拂下げをするという意味ではなくて、或いは運輸審議会に諮つていろいろそのすべての條件を勘案しつづつ決める、ということにはなつておるけれども、併しながらその一般に拂下げをするというよりなこの意味合

いも、含んでおるようですが、競争入札にでもするつもりかなんか、それについてのお考えがありますか。

○運輸大臣(大屋三三) その点はまだ具体的に考へておりませんが、やはり在來のこの所有者並びにその所有者自体が、会社というよりなものが清算でもしておつて、その元の所有者が残存していないというよりな場合には、例へばその鉄道に開通をした最も近い関係にある会社関係というよりなものの、更にそれがインテレストのない場合には、やはりこの私鉄を買収して、交

通経営の経験、実力が、財的に、技術的にもありと認められるその他の者にもというよりな拡大をして考へておりますが、やはり個々の点に従つて、多少そこが違ふと思ひますので、法律の精神はそういうよりな拡大をして書いて置いた模様です。

○委員(板谷勸助) それから昨日來問題となつたのは……

○運輸大臣(大屋三三) それからちよつとなんですが、順位は付けておらんのですから、さう御了承を願います。

○委員(板谷勸助) 問題となつたのは、國鉄のこれらの関係会社、会社でなく何んですね、拂下げしよという目標の鉄道に対しては、國鉄の従業員が非常な反対をしておる、こういう理由で、いろいろここで論議されたのですが、こゝういふような始末は、何か予めまいずれ運輸審議会に掛かる問題でもありましようが、運輸当局としては、何かこれについて相当どういふ処置をとるかというところは、お考えになつておるか、どうか。

○運輸大臣(大屋三三) その点は、つまりこの國鉄を拂下げる目的が、一つには、この國鉄を拂下げるに當りましては、いわゆる公共の利益というものの相當の重点を置いておるわけでありまして、如何よりこれを分析いたしますかという、例へば今委員長の仰せられたような地元の人々なりが非常な猛烈な反対をしておるというよりな場合、又買手が熱心な買手がありまして、その買手はそれを買却いたして公共の利益に反しない、いわゆる俗に言ひ鐵道の公共性を認識しないで我儘な私益を圖るというよりな觀念の持主

であると思はれるよりな者には、買却をすべきでないというよりな意味合いが含まれております。又この従業員の問題でございますが、これはやはり國鉄に身分のあるその職を担當しておる従業員が、喜んで新規の会社に行きもするし、又新規の会社も喜んでこれを引取るという状態であれば問題はな

いので、昨日来これを継続しておるわけでありまして、その後議長の方から何の話をありません、それから又昨日大蔵委員から大蔵委員に廻るべき答のからして大蔵委員に廻るべき答のものであるがどうか、こゝういふのでそれは僕は分らんけれども、とにかく運輸委員会に廻つたから我々の方で審議しておるが、併し、或る程度國有財産にはなつておるけれども、併しながら私鉄の買収は運輸省において買収をして、さうしてこれを拂下げをするという法案を作る程度であつて、まだその實際において價額の協定その他については今後の問題であるというよりな關係において恐らくはこの委員会に廻したものであると思ひ、実は返事をしたわけでありまして、從つてこの問題についても先程大蔵委員或いは又議院運営の委員の諸君とも話合つたわけでありまして、まあ打明けて申上げますならば、若し大蔵委員の方で合同審査を要求されるならば我々の方は一考しても差支ない、聞くところによれば衆議院においても運輸委員会に廻つて大蔵委員会との合同審査を時間を切つてやつたという話も聞いておつたわけでありまして、併しこの委員会としては今申上げるように、とにかく議長から何ら話もなくこの委員会に廻つた以上は、こゝにおいて審議を継続すべきものであると、こゝ委員長は考へております。

○委員(板谷勸助) それは先程申上げましたようにこの運輸委員会にこの法案が廻つて來たがためにこの委員会において審議すべきものであるとい

うので、昨日來これを継続しておるわけでありまして、その後議長の方から何の話をありません、それから又昨日大蔵委員から大蔵委員に廻るべき答のからして大蔵委員に廻るべき答のものであるがどうか、こゝういふのでそれは僕は分らんけれども、とにかく運輸委員会に廻つたから我々の方で審議しておるが、併し、或る程度國有財産にはなつておるけれども、併しながら私鉄の買収は運輸省において買収をして、さうしてこれを拂下げをするという法案を作る程度であつて、まだその實際において價額の協定その他については今後の問題であるというよりな關係において恐らくはこの委員会に廻したものであると思ひ、実は返事をしたわけでありまして、從つてこの問題についても先程大蔵委員或いは又議院運営の委員の諸君とも話合つたわけでありまして、まあ打明けて申上げますならば、若し大蔵委員の方で合同審査を要求されるならば我々の方は一考しても差支ない、聞くところによれば衆議院においても運輸委員会に廻つて大蔵委員会との合同審査を時間を切つてやつたという話も聞いておつたわけでありまして、併しこの委員会としては今申上げるように、とにかく議長から何ら話もなくこの委員会に廻つた以上は、こゝにおいて審議を継続すべきものであると、こゝ委員長は考へております。

○委員(板谷勸助) それでは先程申上げたように、この委員会に付託をされた以上は委員会としてはどうして審議をせねばならん。だが併しその國有財産の關係において大蔵委員会に於いての希望があるならば、我々は合同審査を取て厭うものではない、けれども併しもう期日も切迫してありますし、又この委員会としてはこの質疑を継続して行くより外に方法はないと、こゝ考へております。

○委員(板谷勸助) 委員長のその期日が切迫しておるかというよりな考への下に、この重大な法案を取扱つて行かれることはどうかと思ひます。い

わゆるこれはもう少し……、大体この提出の際におきましても昨日提出した問題であつて、而もこれは今まで前例のないことですから、國有鉄道とい

ましては……、こゝういふような問題を一日くらの審議で結論を付けて行くというよりなことは、これは無理のある問題であつて、私達はこゝまでこれは影響するところが非常に多いから、やはり相當な國家としては手続をとつて、さうして輿論の納得するよりな見地において、やはりたとえそれがこの法案の内容にありまして、即ちあなた方が常に主張しておられますが、ただ次の譲渡その他についてはこ

れはもうはつきりいたしましたですね、そうしますとこの問題が議院運営委員の問題になつて、さうして今その問題で審議中だということでありまして、先ずやはりこの法案の性質上からいたしまして、やはり並行的に先ず審議を進めた方がよくはないかと思ひますが、委員長としては如何でございますか。

○委員(板谷勸助) でそれから今申上げたように、この委員会に付託をされた以上は委員会としてはどうして審議をせねばならん。だが併しその國有財産の關係において大蔵委員会に於いての希望があるならば、我々は合同審査を取て厭うものではない、けれども併しもう期日も切迫してありますし、又この委員会としてはこの質疑を継続して行くより外に方法はないと、こゝ考へております。

○委員(板谷勸助) 委員長のその期日が切迫しておるかというよりな考への下に、この重大な法案を取扱つて行かれることはどうかと思ひます。い

あなたが常に主張しておられますが、ただ次の譲渡その他についてはこ

決をお採りになる前にそういふふうな
ことで御取計いを願へば田満に議事の
運営ができるじやないか、かように思
います。

○委員長(後谷剛助君) 内村君、君選
輸大臣の出席を要求しておいでになつ

で、おかげで一に貿易を漸進し、二に

ですか。

○内村清次君 これは先程要求いたしまして、勿論大蔵大臣に要求しておりまます。それから発議者の方も要求して

は、やはり發議者及び大藏大臣、それから運輸大臣、三方がおられました時においての私は連関した問題だといふよりな考えで要求したわけです。そこで單独にこの問題について今一つ明確

にし一箇がなければならん事項も勿論ありますが、その点は極く少い程度であります。連関した方が非常に多いわけですが、お立会ができませんればさういふふうには委員長の方でして貰いたく、さういふふうには考えます。先強者

の通り私は申上げたのです。

○委員長(板谷順助君) 先に運輸大臣と大蔵大臣を要求して置いた、内村君の要求によつて、ところが大蔵大臣は今G・HQに行つて留守だそうです。

若し大蔵大臣が差支があるならば、これに代るべき人は誰がいいかということとを今係の方から言つて来ておりませうが、今立会と言つてみたところが、どうもなかく擱うということは困難

を継続したらどうです。

○鈴木清一君 内村君の大蔵大臣を求めたのは、実はやはり扱いについての根本にも触れるかと思う、それと

開通もあつて、大蔵大臣を要求したであらうと思ふ、やはり大蔵大臣が今来られないと言われるならば、それは別にこれに代るべき人の出席を求めた上で、そうして話をしたい、恐らくそういう内村君の方の意向だらうと思ふ、ですからできますれば代りの人の御出席を願つて……

○委員(横谷助吉) 大蔵省の誰が希望はありますか。とにかく運輸大臣に一つ、立場は大蔵大臣と運輸大臣は違ふんだから、運輸大臣に一つ質問を継続するつもりですか。

○鈴木清一 大蔵大臣の出席を求めておるのは、恐らく大蔵大臣もこの法案を所管として扱ふのに、大蔵委員会でもすでに委員会ではかような態度であるという見解から、この委員会の見解を大蔵大臣はどうか考えられるかということの質問もあるわけでありまして、でありますので、これは單なる質問だけでなくて、見解をはつきり表明して貰いたいという要求があるので非常に重要だらうと思ふ。それで特に出席をお願いしておるわけですか。

○委員(横谷助吉) それでは大蔵大臣にもう一週請求しまして、大蔵大臣が差支があるというならば、大蔵政務次官でもよろこびますか。

○鈴木清一 へえ、よろしうございませう。

○委員(横谷助吉) それでは一つ至急連絡して下さい。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(横谷助吉) 速記を始めて下さい。

○内村清次 実は、私、今回の國家予算を提出せられたときにおきまし

て、予算委員会において丁度この國有鐵道の一部拂下げするといふような風説がありました関係で、その買價價格につきましても、ただその買價價格によつて現在のあらゆる財政の收入面を補填する、そうして國民の税の軽減を図るというその趣意に關する点に、あるかどうかの検討につきまして、大蔵大臣に、先ずこの拂下げといふことについては、大蔵省としては考へていふかどうかといふことをきいたわけですが、そのときに、まだ國有鐵道といふような問題については考へ及んでおらないが、併しながらこの財政の赤字補填については、外の國有の即ち財産の拂下げについては目下研究中である、こゝういふようなお話だったので、大臣みずからにきかないと、どうも政務次官で、これに対して大臣に代つて御返答がでるかどうかが分りませんが、先ずこの点を一つ、これは將來の基本問題になりますので、私次官に一つおききたいと思ひます。

○政府委員(田口政五郎) お答えいたします。國有財産を拂下げまして、財政の歳入の方の財源に充てるという方針については、只今大蔵大臣が申上げましたと言われました点と同様であります。ただ國有鐵道のことに關しましては、これは運輸省関係でございます。今日のところでは大蔵省では具体的に案を示してないのであります。

○内村清次 此の法案は議院提出で、以て、勿論この内容の点におきまして、相当今後大蔵大臣の所管といたしましてなすべき点があるが、これに對して大蔵省は全然開明しておられませんか、どうですか。

○政府委員(田口政五郎) 國有財産の拂下げをいたしてもいいといふことは考へております。

○内村清次 此の法案自体につきましても、相当大蔵省の管轄に属することもありまして、こゝういふような点につきましては、何ら大蔵省としては今まで御相談を受けたことはない、ただ議員がやつたことであるからといふような態度であつたわけでありませうか。

○政府委員(田口政五郎) 國會で御決議になりましたように善処することには覚悟いたしております。

○内村清次 そこで運輸大臣に一つお尋ねしたいのですが、運輸大臣も、この委員会では、又私個人としていふゆるこれは組合との正式交渉の席上でもありましたのですが、この國有鐵道の拂下げについては、買手があれば買取られども、現在その買手はないだらうからして、こゝういふようなお話があつたようですが、これはその通りでございませうか。

○政府委員(大屋三三) つまりですね、私はしばしば申上げておるのですが、この法案はこれは議院提出で政府提出じやないのですが、運輸審議会に掛けて或る一定の値段で決まつたとして、つまり取引ですから、これは譲渡です。それで相手が決まつた値段でどうもいふゆる譲渡の取引がでなければ、いふゆる民間の取引と同じじやない値段との折合いがでなければ、何ぼ買取、何ぼ買取りと言つたつてそれまでの話だといふことを私はしばしば申上げておるので、今でも變つておりません。

○内村清次 これはあの昨日の提案者の代表の人がおつしやつたのです

が、この法案の出所といふものは結局民自党側の政調会によつて大体決まり、役員会によつて、決まつた、それで運輸當局の方の態度としては、どうも余り賛成でもないけれども、大臣だけはその話に乗つておるのだといふような話でありましたが、それは事実でありませうか。

○政府委員(大屋三三) それはとにかく運輸當局と言ひまして、上は大蔵から下は陸切番まであるのでありますから、多数の中にはどういふ考へを持つておるか私は知りませんが、少くとも私は終始運輸省の方針として、いふゆるこの法案の一條に書いてある精神で、一には國鉄の赤字は埋めるといふ意味を含んで、戦時中に政府で買収した鐵道を民間に拂下げ、若しそれが買手があつて、而もその結果が鐵道の事業の強化になる、公共の利益や福祉を増進することになるのであればこれはやつてみたいという信念は始終持つておりますし、運輸當局といたしましてもそれには何ら不服はないと信じております。

○鈴木清一 政務次官にお伺したいのですが、先程の御説明の中で、次官は、國有鐵道のことに對しては拂下げてもいいが大蔵省は開明しないと、今回の問題に限りなのか、今後とも各省の國有財産を拂下げの場合に、大蔵省としては何らこれに融れなくてもいいのか、大蔵委員会に掛ける必要がないのか、必要がないと言われるか、その点ちよつとお答え願ひます。

○政府委員(田口政五郎) 勿論必要はないとは申上げません。大蔵省は拂下げることになりましたら当然協議いた

たしますし、善処する考へでおります。

○鈴木清一 考へるとその必要のないといふのは、委員会に掛けることの必要のないといふことと、そうして外のことがあるのですか、委員会に掛けるのも必要ないと言われますか。

○政府委員(田口政五郎) 委員会と申しますと……

○鈴木清一 大蔵委員会に掛けるべきである……

○政府委員(田口政五郎) それはこゝういふふうに……國會の方で議員提出の問題は然るべく御決議を願ひましたら、それに対して大蔵省は勿論關心がないことではありません。一生懸命で極力善処いたす覚悟でおります。

○鈴木清一 國會で議決することについては御自由だといふことは勿論です。勿論こつちで議決することについては參與もして頂きたくないのです。問題はこれから官廳がこの場合國有財産を拂下げののでありますので、こゝうした問題は院の中にもいふ／＼な見解の相違はありますけれども、むしろ國有財産拂下げの場合は大蔵委員会にも掛けて、委員の意向も聴くべきであるといふような意味もあるわけなのです。こゝういふことについての見解なのですが、どうお考へになりますか。

○政府委員(田口政五郎) 別にそれに対する考へは持つておりません。然るべく御相談を願つたら結構だと思ひます。

○鈴木清一 では運輸大臣にお尋ねします。運輸大臣は今内村君の質問に答へられまして、赤字が克服できれば拂下げてもいいのだ、こゝう言われたよりありますが、併し恐らくこの法案

○内務省次官 實は私今回の國家予算を提出せられたときにおきまし

れに對して大藏省は全然異議してゐられませんか、どうですか。

○内務省次官 これはあの昨日の提案者の代表の人がおつしやつたのです

はないとは申し上げません。大藏省は拂下げることにいたしましたら当然協議い

りでありましたが、併し恐らくこの法案

に盛られるところの二十二社については鐵道の赤字を克服するような線が依然としてないと思ひます。

○國務大臣(大藏省三書) 鈴木君、そういう意味じゃありません。私の言つたのは、つまり鐵道という物件を賣拂つてその代金を以て鐵道の事業それ自体の赤字の穴埋めにする、こういう意味で、この鐵道自体を拂下げたものが経営がプラスになるかマイナスになるかという問題に關したのではないのです。

○鈴木清一君 私の間うところも実は鐵道の赤字克服のためにこの買収線を拂下げる、そういうことをお考えであらうかという意味ですが、それでしよ

○國務大臣(大藏省三書) そうです。○鈴木清一君 そうだとすれば、實はこの法案に盛られる二十二社のうち、現在においては少くとも私はこれを拂下げたがために鐵道の赤字を克服することのできる線路はない、こう解釈しております。

○國務大臣(大藏省三書) 鈴木君、まだ私の言うのはそういう意味じゃないのです。つまり鐵道が二十二線あるで

しよ、そしてそれ／＼價值を持つていて、幾らかに賣れます、三億に賣れるか、五億に賣れるか、七億に賣れるか、とにかく賣れます、賣れるとその金を以て、日本國有鐵道が今あなたも御承知の通り二百三十億という赤字を出し、これからプラスになるかマイナスになるか、どういふふうになるか分らんが、賣掛代金を以てそのマイナスを埋めよう、そういう意圖を以て私鐵の拂下げをやる、こういう企圖をしたといふことであります。

○鈴木清一君 それでお尋ねしたいのは、曾て新聞や何かにも出ましたように、業者の拂下げを要望している價格と運輸省が査定してゐる四十億の價格とは余りにも開きがある、運輸審議會あたりでもこれに對しては反對の意思を表明しているようでありましたが、この四十億の現在の價格では果して再評價四十億の價格で賣つていいのか悪いのかという見解です。

○國務大臣(大藏省三書) それが今大臣が申上げる權能がないので、運輸審議會がこの問題を取上げて、あなたのおつしやる通り時價は四十億何が買ひなさいと言つても、いわゆる取引だから、賣手と買手とで話ができなかつたら、幾ら運輸省が四十億で賣ろうと思つても、買手がいやだと言へばそれまでの話で、幾らで商談の手が打てるか、或いは手が打てず仕舞いになるか、先づき申上げた通り商談不能になるかも知れませんが、そういうふうな考へております。

○小泉秀吉君 これは前々も大臣以外の方からお話のあつたように思ひますけれども……改めて伺いたい、或いは重復するかも知れませんが、第一條の目的によつて拂下げをするといふこととありますが、この十八年、十九年に、戰爭の目的で買収した鐵道も、その後い／＼な経過を経て、相当地方民、並びに元の会社というところから、或いは従業員や何かに関係が錯綜してゐるのは御承知の通りであります。従つてこういう線路を買収した

とか、或いは賣つちや困るとかいう諸願が、これまででも當委員會に相當多数に參つておつたのもこれも御承知

の通りであります。従ひましてこれは相當公共の利益という見地から、こういうものをこういう法律的な措置をとつて処分をしようというためには、従來い／＼の民主的に民衆の聲、或いは關係者の聲を聴こうというふうなことで公聽會その他の方法で意見を徴したようなことが外の場合には多々あるに拘わらず、この問題だけは、提案者のお話によると、提案者即政府だと言つてもいいような關係で出しているんだといふようにこの前何つたのであり

ますけれども、提案者はそういう責任はなかりが、これを取上げる國會はやはり一應只今申上げましたような慎重な態度をとつて、そして審議院に入つてはどういふふうな方法でなされたか知れませんが、當院におきましては、やはり一應はそういうことをすべきではないか、會期が切迫していることは誠に事實ではあります、もともとこの法案の提出そのものは會期の切迫したときに出て来て、急遽これを決定するといふようなことは何かそれに相應した特別緊急の理由があるの

でなければ、どうも少し疑念の目を以て國民から見られるような處はないか、こういうことに對して政府はどういふふうにお考えになつてゐるか、大臣の御所見を伺ひます。

○國務大臣(大藏省三書) 只今の御質問は、買収の實體をよく研究し價格を出すといふことに對しては、政府は慎重審議するのですが、今の小泉さんの御質問は委員長に、こういう委員會にこういう法案を持つて来るまでに、あなたのお言葉じゃないですが、いわゆる公聽會といふものを開くべきやな

いかといふようなことにもなると思ふのですが、それは委員長にお尋ね願う方が適當ではないか、後のことはいよいよこれをどういふふうな價格を算出するかといふようなことは、私の責任ですから、それは私が答弁いたしますが、前段の点は委員長から、或いは提案者かどつちかの問題じゃないかと思ひます。

○委員長(板谷嘉助君) この問題につきましては打明けた話が、実は前々議會から衆議院の運輸委員會又參議院の運輸委員會におきまして、戰時中に強制買収された鐵道の拂下げ問題が起つたのです。そこでこの前の議會で、衆議院の委員會において、これに對する議員提出の法案を作りまして、その時分には民自黨、民主黨、それから社會黨もこれに賛成して、法案提出の運びになつたのでありましたが、それが遂に建／＼として今日に至つたといふようなわけでありまして、お説の通りに、とにかく地方の關係者或いは國鐵の従業員にも相當の影響を及ぼす問題でありますから、或いは公聽會を開くといふ必要があるかも知れませんけれども、とにかくこれはただ先程運輸大臣の説明されたように、ただ拂下げするといふ法案であつて、従つて運輸審議會においてこれをどういふ取扱をするか、或いは運輸審議會がつまり公聽會を開く必要があるかどうか、又その價格についても果してこれが賣手買手の關係において成立つかどうか、これはただ單に法案の程度でありますから、その点を一つ御承知おき願ひたいと思ひます。それから實を申しますといふと、この委員會に廻つて來ましたのが漸く昨日で、その点は

非常に私も遺憾に感じておるのでありますけれども、併しながら、まあ大體この法案に對する内容はもう先年來からこの委員會でも相當に問題となつたこともありまゐるから、實はこの請願に當つてもいろいろ／＼申出がありまして、請願委員會においても、これを相當に審議したその経路のある問題であります。だからそういうふうな御了解願つて置きたいと思ひます。

○内務省次官 先程の運輸大臣の御言葉の中、及び大藏省次官の言葉の中にも、又先般私が大藏大臣にききましたときの答弁の中にも、少し考え方に於いて、又その現実は事態の處理について、少し食い違つてゐる点を見受け

ますが、これはどうしても私はまだ納得行かないところであつて、それはい

わゆる運輸大臣は現下の國有鐵道の經營狀態において二百三十億の赤字があるんだ、そこでその赤字補填のために立場から、又は運輸大臣、即ち黨の一員であり運輸大臣であるところの、自分としては賛意をしておる、補填のために賛意をしておる、こういうふうなお話で、それから大藏大臣の方では、予算の提出のときにはまだこういう問題については考へておらない、將來において國有財産の拂下げについては考慮中だ、政務次官もこういう話であつたのでありますが、予算の審議に

おいてはもう現に予算面において歳出のバランスをとつて、そして一應の即ち財政は確立されたものである、即ち今後の經營狀態によつては、すでに

独立採算制の建前からこの旅客運賃の値上までしていらつしやる、そして一應は二百三十億の赤字も埋めて、そ

うしてコーポレーションとして移行されておるといふような状態でありまして、その赤字を埋めるというより、即ち前提の下にこの法案に御参画になつたという考えは、どうも私は少し違ふのじやないか、運輸大臣の点についてはどうですか。

○國務大臣(大藏省三書) 御尤もな点なんで、実は言葉が足りないから……、事實最初は今回二十四年度の予算を編成いたしますときに、驚くべき赤字が予想されましたので、その際につまり間に合えばいゆる歳入の面に、これらの鐵道を賣却したその賣上代金を以て歳入の一助としようという考えを強く運輸大臣といましては抱きましたので、彼れこれいろいろな關係がございまして、法案も作らねばならん、賣却の相手も見附けねばならんといふので、二十四年度の歳入の面にこの賣却を実現することができなんだのでありますが、そこで従いましてこれの賣却が実現するといふことは遙かに後になりますから、二十四年度の予算はもう御承知の通り旅客運賃六割の値上をいたしました収入を以て辻褄を合せるといふことをいたしましたので、それから、二十四年度分は内村君の御示しの通り、ここに收支予算が成立いたしましたので、このつまり賣却代金は後日まだ政府が金が欲しいことが派山ある、而して單にその金は税の収入を以て補う以外に、不要な國有財産、或いは不要でなくともこういうような精神でこの鐵道なんかを賣つたその賣上代金を歳入に持つて来て、それを以て有用な支出を考へるといふ、仕事を派山頭に擡いでおるので、そういうふうにしてこれを利用するといふことに相成

るわけでありませう。

○内村清次郎 戦時中に即ち買収されたとこのこの鐵道といふものは、勿論當時の経営者におきましてはそれは請願その他によつて一應拂戻して貰いたいという希望はありませう。希望はありませうが、一應これは片附いた問題であつて、而も又これに連關しておるとこの従事員や或いは沿線住民の方々も強くこの問題については反對をしておるし、同時に又鐵道自体としてもその後において相當な資金を注ぎ込んでおる、こういう見地から、而も又、まあ運輸大臣は今後コーポレーションの總裁に對して、一旦この二十四年度の予算面でもうやつて收支バランスの予算を君にやるから、これで一つコーポレーションとしての経営をやつてみるというよりな点で、いゆる國會も國會の意思に従つてこのコーポレーションを認めたわけですから、それでこりい見地からいたしますると、今この問題をまだやつてもみない状態において、尙且つ一部の人の希望を叶えるよりなこういうよりな法案をあなたが結局御承諾の上に考へておられるといふことは、どうも私として納得の行かない問題ですが、如何ですか。

○國務大臣(大藏省三書) それは先程申し上げましたよりな、つまり財源を得るという目的も、これは相當の強固な部分を占めておるので、ひとりこの鐵道ばかりでなしに、いゆる不要な建物、或いは不要な土地、或いは不要な機關車、或いは不要な貯蔵品というよりな、鐵道所有の財物を換價するといふ方針を一貫して持つておりますので、ただこれは鐵道でございますか

ら、あなたのおつしやるようにどうも賣渡してみて却つてうまく行かんじやないか、現状の方がいいじやないかと、いふようなお考えがあられるのは御尤もかも知れませんが、併し私共はこれを賣つて取引ができて、民間がやつて而も公共の利益を書しなないという見通しがなければ、これをやつても一向差支ない、こういう信念でやつておるわけでありませう。

○内村清次郎 その御信念を御押掛けて行けば、將來、即ちこれも修正案にあるいゆる戦時中の政府が買収した鐵道の譲渡に關する問題を押掛けて行つて、現在の國有鐵道の線路その他についてもどんく拂下げて行くといふよりなお考えですか。

○國務大臣(大藏省三書) その点は鐵道に關する限り、差し詰めこの法律案に盛つてある戦時中に買収した二十二線に限定しておるわけでありまして、兩本の鐵道を民有に拂下げるという考へは今のところは持つておらないのであります。

○委員(後援者) 如何です、外に御質疑ありませんか。

○鈴木清一君 それではこれは所管大臣としての運輸大臣としてお尋ねしたいのですが、御承知のようにこの問題につきましてはすでに大蔵大臣も申しは決議文も貰つておるでしようし、電報も貰つておると思ふのですが、組合は勿論反對しておる、それで又この所管大臣ですが、外の民意の反對しておる点は、又自由党の幹部として又別の客えになると思ふのですが、御承知のように組合の反對していることの眞意は定員法問題も殊更ながら、この鐵道からこれを譲渡されて離れて行く

よりなことになつたらどうなるかという心理はよくお考えになつて頂ければ分ると思ふのでありますが、これに對しまして、この反對は相當強固なんです、或いは予測しない態度で以て反對しようといふような状態でもありませんし、且つ又本日のごときは國會に來てハンガー・ストライキもやらなければ治まるまいとまで言つて意氣高く來ておる人々もあるくらいで、むしろ地方の譲渡に當てられておる前部にある諸君は非常に心配しておられます。こゝした点につきまして若しこの法案をこゝで可決して通つた場合、予測しないよりな結果が起ることについては私共初め心配いたしておるわけでありませう。こゝした従事員の切実な点についてはどうお考えになられるか。

それといふ一つは民自党の幹部といひまして、大臣を離れてお考え願いたいのは、民意がすでに諸君、陳情を御覽になつても分るやうに、反對の聲が多いのであります。而もそれは組合員が反對、組合員の者とか、或いはただ組織大衆とかいふことばかりでなく、これに對しまして反對しておる、すでに業者を交へても十分反對しておる、早い話が鶴見のごときはこれに關係している業者の内五十九社の社長の人たちが反對しておるやうな状態であり、横浜市会、川崎市会はずで一致して決議しておるやうである、市会議長初め、横浜市会、或いは八王子市会といふやうな人々、或いは九州に参りますと、小倉市の市会がこれに對しましては反對を表明しておるやうであります。このように民意も十分反對しているのに、どうしてこの問題を今取上げなければならぬのか。そうし

て又この發意が議員である限りにおいては民意を代表すべきものであるにも拘わらず、民自党の中においてさうこれに對しまする反對陳情書に紹介議員としてその眞の聲を受け附けて紹介議員となつておられる人も多分にあるわけでありませう。さうした中において民自党の一部とは申上げませんが、民自党の中からこゝした問題が出て來たといふことは、私共は非常に了解に苦しむわけでありませう。この点につきまして、所管大臣としては前についてのお答へと、民自党の幹部としての一つ御所見を聞かして頂きたいと思つておるわけ

○國務大臣(大藏省三書) 只今鈴木君の御質問の点は、即ちこの問題を今取上げる必要が續いてないじやないかといふ御意見ですが、私これと正反對で、今こそ正にこの問題を取上げて解決するのが最も内外の事情から適切であるところ考へるのであります。

それから今御質問の二点で、買収の對象になつております鐵道の従業員は、誠心持をどう思ふか、二段とてはいゆる大衆の民意の点をどう思ふか、誠に御尤もな御質問ですが、先ず前段の、従業員諸君に對しましては、若しこの鐵道がいゆる契約ができて落ち着くところに買収されたという場合には、私はでき得べくば國鉄に従事し勤務しておつたときと少くとも待遇上において劣らない待遇を以てその鐵道の買収先に移つて頂くことを希望いたしますが、併しこれは人の自由でありますので、そう強制するわけにも参らないと思つております。それから第二段の問題は、いゆる民意を尊重する、沿道の人々の聲を尊

にこれを利用するということに相成
で、ただこれは鉄道でござい
たの定員は、この
取上げなければならぬのか。そ
民意を尊重する、沿道の人々の声を

重する、これは誠に然るべきことで、
即ちこれを買収して何でもかでも
これを賣渡すというよりなことではな
に、正しく、いわゆる公共の利益を書
しない、利益の増進になるという意味
合は、即ち鈴木君おつしやるように民
意、即ち沿道の人々がこの鉄道はどう
しても賣つては相成らんというよう
な、その興論というよりな点もこの公
共の利益という中に勿論含まれており
ますので、或る種の買収を決定いたし
ましたときに、審議会において議する
場合も勿論、運輸大臣がその判定を下
す場合も勿論、更にその結果を両院議
院に提出いたしまして、参議院、衆議
院の議員諸公の判断も仰ぐという数段
の慎重さを以てやるということにいた
しておりますので、民意も無論尊重し
てやりますことを御了承願いたいと思
います。

○委員(板谷勸助君) 如何ですか、
外に御質疑はありますか。

○内村清次君 この法案の條項別で、
実は大体この運輸大臣の氣持も分りま
したからまあこれから一つ出題者の側
の方にきいて見たいのでありますが、
まあ併しききまず前に、戦時中に政府
が買収したところの鉄道のいわゆる経
営状態その他を、先だつて發議者の方
にきいて見ると、一應審査したという
ようなお話ですが、この点は本當にま
あ五名の方々があられますが、ずつと
経営状態は一應見て、これならば現在
の狀態よりもより以上にその地方公共
の利益の、福祉に叶うという見解の下
に出しておられるのでしうか、どう
でしうか。

○衆議院議員(佐藤榮作君) 十八年、
十九年に買収いたしました鉄道は二十

二あるわけでありまして。その二十二の
線の中、買収された会社で尙存続して
おるものが十社ばかりあるのござい
ます。その全部について営業成績を調
べるのも一應の考え方でありますが、
今回御審議を願つておりますものは戦
時立法による特別授權によりまして買
収した鉄道を一括いたしまして、一應
政府に拂下げ得る授權をしようという
法律でありますので、この中に入つて
おります鉄道を全部譲渡するかどうか
か、これは具体的の場合におきまして
十分御審議を願わなければならぬと思
うのであります。この具体的問題
が起りました際に只今言われますこと
き運輸成績であるとか、或いは地方の
交通機関としての使命が如何である
か、或いは沿線の利用者の意向がどう
いうことであるか、各方面に亘つて調
査して譲渡すべきかどうか決定すべき
であり、同時に又價額算定に當りまし
ては第五條に明記しております基準に
よりまして、それらの資料を集めて
公正に決定するべき筋のものであると
いうように考えるのであります。法
律案提出の際におきましては取敢え
ず、会社が残つておりますものにつ
きましては一應資料を要求したわけであ
ります。

先程申しましたように戦時授權によ
つて買収いたしました鉄道を一應一括
して民間に譲渡し得る対象としてこの
法案を作つておるのでありますので、
その中のどの線は拂下げに當らないと
か、どの線は拂下げをしていいとか、
そのようなことはこの法案では決ま
ておらない、その点御了承願いたい
と思ひます。

○内村清次君 發議者の方にお尋ねし
たいのですが、只今ではこれは一應、
この法律の内容におきましては、一應
戦時中に拂下げたところの鉄道は対象
としておられるけれども、個々の鉄道に
対しては、まだこの運輸審議会なるも
のにおいてそれとして検討した上でこれ
を決定するといふような法案である
と、さうおつしやつておられるのであ
りますが、この問題につきましては、や
はりこれは先程からのいへるお話が
あつたように、この運輸の諸願委員会
あたりでもこの希望意見が出て参りま
したが、そこで當時の運輸大臣の岡田
運輸大臣でしたか、とにかく一應これ
は鉄道審議会一つやうといふよう
なところで、鉄道審議会の方に委せる
といふところで、まあ一應この諸願委
員会でもこの諸願をその方に廻した
わけですが、この鉄道審議会というよ
うなことの即ち内容を調べましたこ
と、そのことにつきましては、一應発
議者の方でも御存じであつたと思ひま
するが、先般運輸省の方に聞いて見ま
すると、やはり依然として鉄道審議会
はやつておるのだといふ御答弁でした
が、鉄道審議会の御決定に対する御考
慮は如何であつたのでしうか。

○委員(板谷勸助君) 内村君にち
つと申上げますが、運輸大臣がどうし
ても今公用で行かなければならぬとい
うのですが、運輸大臣に対する質問は
よろしうございませうか。

○内村清次君 明日ですね、質問を続
行するのとさちよつとお願いした
さい。

○委員(板谷勸助君) 簡単な質問程
度にして、今日は大体質疑をやつて下
さい。

尋ねてありますが、先程委員長からも
お話がありましたように、戦時中政府
が買収した鉄道の譲渡に関する問題
は、両院におきましても諸願されたこ
ともすであるのでありまして、又法
案自体にいたしましては二十三年十一
月に衆議院におきましては先程申され
ますように民自党、社会党、民主黨……
○内村清次君 社会党は一部でしよ
う、ないはずだ。

○衆議院議員(佐藤榮作君) その他の
党の方々が提出者になられまして法案
を議長の手許まで出され、議長の決裁
まで一應得ておるのであります。その
問題は別といたしまして、諸願をし
した線区につきましては、それらの
院において専門員を派すとか、その他
の方法によりまして現地視察をして
おるのであります。これは両院共諸願の
後始末としてそれらの現地視察をして
おられますので、恐らく當運輸委員会
の皆様方におきましてもさういふよう
な事柄があつたのではないかと私は考
えております。それで只今岡田元運輸
大臣のお話が出ておりますが、今回
は運輸大臣が如何ような話をされたか
私共十分存じないのでありますが、民
主由堂所屬の私共が名が提案いたし
ておるような次第でありますから、こ
の点誤解並びに御混同のないよう
一つお願いしたいと思ひます。

○内村清次君 今發議者の方が少し誤
解されておるようです。私は鉄道審議
会というものが今ある、これは當局が
認めておる、これは解散してないとい
うのでそこで決定されたということ
については大きなこの法案に盛つてあ
りますような、ただこれは形式から
行けば法案のやつは一應國會の両院の

委員の承認を得るのだといふやうなこ
とが、一應變つておるようでありま
すが、併しその性格におきましては殆
ど同じじやないか、而も又運輸省の方
のこの審議会というものはやはり知識
経験者、民間人その他専門員、この條
項にありますが人たちが寄つて結
論を出しておるんだから、その出して
おる結論につきましてはさうお考えに
なつてやられたのであるか。

○衆議院議員(佐藤榮作君) その点は
鉄道審議会が如何ような答申をされ
たか分りませんが、私達は國會の委員
として、実は審議会の御意見もさること
であります。この法案を出して意
見……、立法をするとは、これは最
も便宜を得たものじやないかと実は
さうに考えておるのであります。恐ら
く今後この法案が皆様方の御協賛を
得て通過いたしました際において具体
的にこの路線を民間に拂下げをするか
どうかといふような問題の際には過去
の調査その他も恐らく鉄道審議会では
考へられるだらうと思ひますが、只今
その過去において審議されたこと、そ
れは実はこの法案と直接の関係は実
はないのではないかと、かように考
へております。

○内村清次君 それはもう發議者の方
では直接に關係は勿論これは法案自
体の性質から言つて、又法案自体の、
今から構成しようといふ、即ち人の顔
ぶれから言いますればそれは變つたこ
とになるかも知れませんが、一應當局
の方でやはりこの問題を中心として、
さうしてその答申しておるんですね、
さうしたならばこれは人が變れば變
じやないか、世の中が變れば變じや
ないかと言へば、それは一應にその普

的な問題として取扱うことはないかも知れませんが、一應大原則的にはもうここで当時の大臣も審議会は作つてやりますが、自分たちの方では意思がないけれども、審議会の一應意見を聞きまじり、専門員の意見を聞きまじり、その方に委せた、委せたが、その委せた審議会はこれはいけないという、こゝういふ判定を下した、そうするとこゝういふ判定は国会の意思において、運輸委員会の意思において判定して貰つたことだからこれを更にこの委員会が同じ性格の委員会を認めてやるということとは国会のこれは各会派を問はずどうもおかしい、結局これはやはりあなたの時が来り、時が移れば又天下の状態も変わるじゃないかという状態というのは結局教の即ち状態であつて、それで押切つて行こうというようなお考えの下にどうもこの法案を出されたような氣持がしますね。

○衆議院議員(佐藤作) 当時のお話は内村委員の方が詳しくいらつしやるんですが、御承知のように鉄道審議会というのには運輸大臣のあれは諮問機関でございまして、別に決定権のあるものではないように私は思つております。而して私が伺つておるところでは岡田元大臣が当時鉄道のことば鉄道の審議会と連絡をとつて決めるからというお話をされたのであります。當時衆議院におきましては、その大臣が、審議会だけで決めることは不審だ、重大なる問題であるから国会がこれに関係すべきが筋だというようなことで一應大臣の申出があつたが、それはその通りに従つたものではなかつたというように私は伺つております。私

は衆議院、参議院も同様だと思ひますが、この事柄の性質から見まして、やはり一審議会に全部お任せするといふわけには恐らく行かない、これこそ國民の代表の府である両院も或る程度の関與は當然ななければ決り得ないやうな重大な問題ではないかと実は思ふのであります。先程内村委員なり鈴木委員からいろいろ事柄の性質の重大さを御主張になつておられますが、私も同様に考えます、同様に考えます。故に一審議会の意見は、その審議会であつた決めたではないか、だからその審議会通りなやらないかと言われるのは私は不審なものであります。私は審議会でも、よし買収した線を拂下げろ、こゝういふやうな意見が出たといつたしましても、尙国会におきましては国会の立場においてこの問題に關與する、こゝれは當然じゃないかと実はかよゝに考へておるのではありません。恐らく内村委員も事柄が重大だからといふことで御発言なすつておられるのだと思ひますが、重大なればこそ尙國會においても十分過去の審議の模様等についてその結論についても一度検討をする必要があるように私は考へております。

○内村清次君 その点は全然同感です。併し審議会のいわゆる決定事項については、これはただ運輸大臣の諮問機関であつて運輸大臣だけの作つた問題であつて、そして國會は全然關係はなかつたかといふと、そうではなかつたのであります。運輸大臣が國會において相当答弁されてこゝういふやうな機関を作つてやりますからといふやうなことで、諸願委員会では内閣に對しては運輸審議会において十分討論をす

べしといふわけで、一應これは多数決によつて採択されたといふやうな状態があつたわけですが、これを又一審議会の答申のみでなくして、これを又國會全体において審議するといふやうな考へは尤もでありますけれども、この第二條からいへば運輸審議会の性格といふものがやはりこの問題に集中した性格であるし、同時に又構成の、即ち人員程度又構成人員の條件につきましてもやはり殆んど同じやうな性格になつてしまふ、できればやはりこの結果から見てもすればやはり鉄道審議会の性質と同じことだし、たゞ形式的に國會の承認を得るということであつて、國會はやはりときの絶対多数の、即ち意思の上で決定するやうな法案になつておりますからして、その点をもう少し具体的にこれはこの委員会ではどういふやうなことをやらなければならぬ、いわゆる公聴会も聞き世論もよく聞いてやらなければならぬといふやうな條項が、これには余り見えておらない、ただ一方的に地方の交通といふやうなことが字に見えておりますけれども、どうしてもその字の表裏が、現在の經濟情勢下においてはどうしても私が考へても、この戦時中の買収線を拂下げても、或いは公共の福祉に適合するやうな状態に經營ができればならぬのです。この点についてこれは結論においてはやはり相當に、運輸當局がこの会社自体に對しては補助金をやり、又相當な資材の便役もやらなければならぬといふやうな事態になりはせんかといふことを私は考へておりますが、こゝういふやうな經濟情勢と引き比べた会社の經營をどう考へ

であるか、この点を一つ……

○衆議院議員(佐藤作) 内村委員は長い間、鉄道におかれ鉄道のことは詳しいわけですが、私も又鉄道におつたので、鉄道のことは或る程度存じ上げておるつもりであります。只今御指摘になりました点は、第一條の公共の利益なり或いは地方の交通の利便を増進するや否やといふ問題から発しまして、國有はなりや民営はなりや、こゝういふお尋ねだつと私は思ふのであります。私は概括的、一般的、抽象的な立場においての國有論、民有論をこゝでやることは、問題を解決する所以では實はなかりに考へるのであります。具体的問題について当該地区が民有民営の方がいいか或いは國有國營の方がいいのかといふことを決めて頂きたいと思ふのであります。一般的に申しますと御承知のように一般的には民間鉄道の場合は、旅客輸送に相當の力を拂つておるやうに見受けられ、國有の場合におきましては旅客、貨物、特に貨物輸送については、特別政策運賃まで設定して特別に力を入られておるやうに突は考へられます。而もこの交通の利便といふ方の面から見ますならば、輸送力の増大であるとか或いは安全度或いは正確さといふ問題があるやうに思ふのであります。これらの一概に民営の場合、不都合だと実は言いかねるやうに思ふのであります。御承知のように長大な又重い機関車によりまして一回の輸送力は非常に多いが、列車回数は非常に少い、小さな機関車であるが輸送回数は非常に多い、一体いづれが便利なのか、こゝういふやうな問題もあらうと思ひます。或いは線区によりまして特別な施設企

画を必要としない、具体的に申せば御承知のように、そゝ大きな牽引力の機関車で引つ張る必要もない、小さな機関車でいいのだ、かゝうに考へますので、自然にレール等にいたしまして、小さなレールでもいいといふやうな問題にも実はなつて來るのであります。これは長い間、鉄道におかれ経験を重ねておる内村さん、鈴木さん等もよく御承知の点と思ひます。そゝういふやうな問題を各方面から一つ総合して御判断を願ひ、そして当該路線を譲渡すべきかどうか、これを一つ決めて頂く、それはやはり相當専門的の知識を必要とするのでありますので、今回公社としてスタートいたします鉄道省における鉄道審議会とかやうな問題を一つ取扱つております。元の法案といひますか、修正前は実は鉄道譲渡審議会という特別審議会を作ろうかと考へまして、パブリック、ゴブナレシヤンとしてスタートする鉄道審議会といふことになつたのであります。それらはすでに決まつておる鉄道審議会では決めて行く、この鉄道審議会は岡田元運輸大臣當時の鉄道審議会とは性格がすつかり違つておるのであります。字句は同じであります、これは皆様方の御協賛を経て出せんとする一つの機関であります。でありますから今回この審議会でこゝういふ問題を取扱うといふ場合におきましては、過去の運輸大臣の諮問機関に過ぎなかつた運輸審議会とは内容なり性格がすつかり違つております。この審議会が公正な立場におきまして、そしてこの重大な問題を取上げて行く、当該線区を民営に移すかどうか、譲渡すべきかどうか、或いは價格をどうするか、その範圍は如

というように私は伺っております。私
ては運輸審議会において十分討論をす
と引き比べた会社の経営をどうお考え
いかうか、譲渡すべきかどうか、或
いは価格をどうするか、その範囲は如

何にすべきかという点の第四條
でしか規定してあるような事項を決
定して参るわけでありませう。先程来い
るような線区についての橋下氏の反対の
諸論があるというのを言っておられ
ますが、私共も反対の諸論なり或いは
陳情なりが各地から来ておることは実
は承知しておるのであります。同時に
又この民営に移して欲しいというよう
な陳情なり諸論はひとり旧会社ばかり
でなく、地方におきましても、沿線の
町村それらの地方議会の決議まで添
えて来は参つておるような次第であ
ります。私はこの席上で陳情の数を比較
しようとは考へておりませんが、只今
申上げたような点はこの問題が如何に
重大であるかということの意味するも
のだと思ふので、この運輸審議会
なり、或いはその後の処置なりにつ
きましては、どこまでも公正に又この第
一條に明記してありますときこの趣
旨に合致するようになさうというよう
な位置を是非ともとりたい、かように
考へておるのであります。

○内村清次郎 今その反対及び賛成の
比較論が言われたのであります。が、
實際その何でせう、これは現在の國有
鉄道に当時引継がれた職員の人たち
が、又更にその会社経営の方に引継
れるというふうな事態になるというこ
とについては、もう現下の情勢では非
常なやっばりいふ／＼な生活状態も激
変しておりますし、又今回の政府がな
さんとするところの即ち官公法案その
他において非常に動搖しておることは
實際であつて、諸論を取扱つてみる
と、實際に鉄道を橋下げた当時にお
いての引継職員、現在の職員、運輸省
の職員としてのせう、待遇は非常に同

情すべき点もあるわけで、諸論委員会
におきましても、いわゆる退職金の問
題、それから勤続年限の問題、こ
ういふ問題も取上げられたような次第で
が、そういうふうな見地では非常に不安
に思つておる従事員の問題を今後処理
して行かなくてはならない、今後考へ
て行かなくてはならないというよう
な、いわゆるこの審議会の委員に、い
わゆる第十一條の二項でせう、これに
はそういうふうな代表者は委員である
ことができないというふうなことがあ
るのですが、これは一体どういふこと
からこゝろいふ事項を規定されたもの
でありますか。

○衆議院議員(佐藤謙作) 尤もな御
意見だと思ふ。この橋下につきま
して、利用者の立場からの御意見が
前段にもあつて、或いは従業員の身
の振舞方について如何になるかという御
意見のようでありまして、私共提案者
の方から見ても、実は利用者の問
題と、利用者一般大衆ですが、その問
題と、同時に従事しておる従業員の処
置、処遇これは非常に大きな問題
だと考へて参つておるのであります。
そこでこの法案の中におきましても、
先ず第一に失職することのないよう
に職を確保するということを先ず第一に
考へております。先程運輸大臣からも
お話がありました。勿論本人の意思
に最後にはよらなければならぬこと
であります。建前といたしましては
この民営に橋下をするというよう
な、そういうふうな経営者が代るとい
うような場合に、従業員が失職をす
る、職を失ふというふうなことは絶対
に避けなければならぬと思つておる
のであります。又衆議院におきまして

は共産党の諸君から鉄道従業員の待遇
は会社よりもよい、従つて会社になつ
た場合には待遇が低下するから反対だ
というお話がありました。私は長い
間鉄道に身を奉じていたのであります
ので、内村君にいたしても同様だと思
ひますが、恐らくこの鉄道の方が民営
よりも待遇はいいのだと思つて言つ
てしまふような状態ではないと思ひ
ますので、共産党の諸君の言ひ分はこ
れは間違つてゐるだらうと思ひます。
恐らく私と同様に内村氏も考えられる
ことと思ひますが、個々の会社と鉄道
の待遇とを比べて見た場合にはいい場
合もありましようし、悪い場合もあり
ましよう、いろいろあるだらうと思ひ
ます。併しこの橋下と言ひますか譲渡
を実施いたしました際に、それらの方
の待遇が、特に不都合を來たさな
いように、この点については特別の留
意が拂われておりまして運輸大臣が鉄
道に処置をなし得るよう、その点の
保護規定を案は設けてあるものであり
ます。かように考へますと精神的な問
題といたしましては、これはどうも解
決のしようがないのであります。この
点では職を失はれる、少くとも職を
失はれる、会社を失はれると言ひます
が、経営主体の違つたところに移れるの
でありますので、その点については実
は救済方法はないのであります。誠
にお氣の毒と言ひますか御同情申上げ
る次第であります。最も現実的な
面においていふゆる失職するといふ
ようなことは、これは万全の方途を講
じて防ぎ、同時に又待遇が低下する
といふことのないように、十分の注意
が與は拂われておるのであります。從
いまして最も大事なことであり、又重

大な問題である従業員の処遇につきま
しても、十分注意をいたしたように
思ふのであります。而して運輸審議会
に從業員の代表を入れることはできな
いかというお尋ねであります。運輸
審議会は過般商院の審議を経ましたよ
うに、それは特別の機能を持つもので
ありまして、純中立的な立場において
これが審議運営を圖つて行く、例えば
その委員になる人は利害關係を持つて
はいかんといふことは実ははつきり明
記されておるのであります。これはこ
の運輸審議会の性格上から見まして尤
もなことである、いづれにも偏した
い、又委員そのものが何ら利害關係を
持たない、こゝろいふような方を實は
願ひするといふことにもなつておるの
であります。これに特に只今言われま
すような従業員の代表を入れるといふ
ことは、私共も反対でありますし、運
輸審議会の建前からそれはむづかしい
とかういふことは考へておる。

○内村清次郎 この只今の御説では職
員の待遇の補助について、これは十八
條で「前條の場合において、会社は、当
該職員が譲渡の際に有する待遇に相当
する待遇を保障しなければならぬ。」
この一項が書いてあります。いふゆる
現在の職員の給与をそのまま保障し
なくちやならない、これはですね、い
ふゆる待遇上の保障の点については、
これで万全だといふようなお考えはど
うかと思ふのでせう、そこでこれは引
継のときにはつきり現れた現象であ
りまして、國有鉄道なるが故にこれは
相当この人員も余計に收容しよう、
同時に又その收容した範囲内において
は、勿論當時は國有鉄道の方の職員の
素質の点や、又將來國有鉄道の従業員

としての技術その他の観点から、或
いは幾らか、これは比較して見ますと、
公職といふような問題も起つてはあり
ましたが、一應これは國有鉄道に引継
がれた従事員といふものは、もう職は
安定するのだ、如何なる経済状態の変
動があつても一應その職は安定するの
だといふ前提の下に立つてゐるので
せう、ところがこの法案においては、こ
れは相当待遇を保障しなくちやなら
ないといふ一項だけであつて、事實この
経営上から見ますと、やはり現在の
この戦時中に買収されたところの鉄
道といふものは、これは五億その他の
赤字があるのだといふことは、諸議者
自体も認めておられるのでせう、それ
でこの線別の経営状態を、こゝで具
体的にお互に、諸議者と又我々で檢
討して行きたい、これはこの委員会と
いたしましては実に重大なことであ
りますから、して行きたいのです。又私
達はそれを希望するのですが、併しな
がら先ずそれは暫く措くといひまし
て、そういうふうな経済情勢の下に引
継がれた赤字の会社に今後引継がれる
ような人たちは、やはり自分の職とい
うものに対する心配といふものは非常
に多いのでせう、同時に現在従事員の
すべてが反対しておるのであります。

それで反対しておるところのその会社
に引継がれて行つて、これはもう實際
食ふに食ふれないからして結局不満な
がら残る人も、それはあるでせう、
あるでせうけれども、それは丁度や
はり戦時中において強制的にやられた
方策と一つも変らないような状態が浮
かんて來るのでせう、これはこの法律
一片で、これはあなた方は保護法が出
ておるから安心だといふようなことを

とての技術その他の観点から、或
いは幾らか、これは比較して見ますと、
公職といふような問題も起つてはあり
ましたが、一應これは國有鉄道に引継
がれた従事員といふものは、もう職は
安定するのだ、如何なる経済状態の変
動があつても一應その職は安定するの
だといふ前提の下に立つてゐるので
せう、ところがこの法案においては、こ
れは相当待遇を保障しなくちやなら
ないといふ一項だけであつて、事實この
経営上から見ますと、やはり現在の
この戦時中に買収されたところの鉄
道といふものは、これは五億その他の
赤字があるのだといふことは、諸議者
自体も認めておられるのでせう、それ
でこの線別の経営状態を、こゝで具
体的にお互に、諸議者と又我々で檢
討して行きたい、これはこの委員会と
いたしましては実に重大なことであ
りますから、して行きたいのです。又私
達はそれを希望するのですが、併しな
がら先ずそれは暫く措くといひまし
て、そういうふうな経済情勢の下に引
継がれた赤字の会社に今後引継がれる
ような人たちは、やはり自分の職とい
うものに対する心配といふものは非常
に多いのでせう、同時に現在従事員の
すべてが反対しておるのであります。

言うが、実際の状態は決してそうじやない、これは明らかたものです、そういうような不安な状態に陥らせるような従事員を、その代表を一人入れて、或いは二人入れて、その譲渡計画に対して発言権を持たせるといふことは、これは当然である、私はこのコーポレーション移行のときにも、これは当然労働者の代表を入れるべきだといふことは、党一本の案としても主張したわけです、この状態といふものは、やはりアメリカの鉄道にも、イギリスの鉄道にも勿論ですが、労働者代表の

おられないところの管理委員会だとか、審議機関だとかいふものはないのです、こういうようにやはり労働者の代表を入れて、職員代表を入れて、そして労働環境や或いは又職員の今後の状態についてやるといふようなことは必要であるが、そういうようなところのない法案ですね、ただ外面、形式をどんなに審議しても、形式を飾るような状態と私は思いますが、この点についてはどうですか。

○衆議院議員(佐藤謙作君) この法案では、御承知のように、第四條の一号以下重大事項を決定する場合におきましては、両院の同意を経なければならぬといふことに実はなつております、個々の線区の従業員、これは直接関係される方の御意見を他の方法で聞かれるのもこれはいいことでありましようが、望ましいことでありましようが、私が國家的機関の関與という面から見ますれば、これは両院におきまして、これに同意を與える機会があるものでありまして、この意味におきましては、皆様方は、一線区の従業員ばかりでなく、廣く國民の代表としての

立場におかれまして、この同意権の行使を實行なさるのでありまして、これこそより強いものではないかと私は考へるのであります、恐らく内村君にいたしましても、従業員代表を是非入れると言われまことは、こういう事柄が極く少数の審議会の委員だけで決められ、そして大臣が決定してしまふ、そして多数の従業員や事業者の意向が無視されては困る、こういうような御懸念であらうと思ひますが、只今申されましたような点は、一應考えられておりますので、これはいろいろの立場におきましての御主張はおありだろうと思ひますが、私共はこの法案で只今言われることを補つてゐるのじやないか、かように考へております。

○参議院議員(佐藤謙作君) 丹羽君に申し上げますが、あなたが不在中に、長時間に亘つて質疑が繼續しておつたのであります、あなたが何か御質問がありましたら、今委員外に質問をしたという御希望もありませんが、あなたは何かありましたら、提案者を代表して衆議院の佐藤さんが見えておりますから、どうぞ。

○丹羽五郎君 私ちよつと佐藤さんにお尋ねしたいのですが、実は私、先程この法案を初めて拜見したので、その折に一番私が驚いた点は、第二十二條の免脱の点だつたのです、恐らく今権利移轉税が千分の三、千分の四といふやうな、百分の五、百分の四といふ時代にこういうことをやつて行くことが、法案自体に如何に内輪のだらしない、又その法案作成者の意図がここに現れておるか、実は私はこの法案について余り信頼できないといふことを、前田氏が來られた折に申上げたの

ですが、今日はその二十二條を全部削られておりますから、削つたやつを別に申上げるわけじゃないのですが、最初この二十二條をお捨てなされた本意はどうかあるのですか。

○衆議院議員(佐藤謙作君) これは先程來ていろいろお話をしておるのですが、この二十三年の十二月に、衆議院においては一應臨時中政府が買収した鐵道の譲渡に関する法律案といふものが、議長の手許まで実は出されてゐるのです、これはひとり自由党ばかりでなく、民主党、それから第九の民主党の方、社会党、或いは高橋君もいますから、その他の会派の方も、それから國協の方もおられるわけでありまして、殆んど各党とも極く少数の方ずつではあります、二十名署名された案は案ができてゐるのであります、その中の案を見ますと、今御指摘になりました二十二條に該当するやうな、税に關する規定が実はあるものであります、事柄の性格が、戦時中買収した鐵道の譲渡に關する法律案といふものは、なかなかこれは大きな問題でありますので、各党一様に意見が一致してゐるやうな抜く方をする方が、これは案の進行上、又議員提出の上から行きまして、一應望ましいやうに実は考えたわけ

です、それで原案といたしましては、御指摘のやうな條項があつたわけでありまして、運輸常任委員会の審議の経過から見まして、これに対する修正案が出まして、その点では原案を固執することなく、修正案によつて参議院に回付して來た、これは別に意図あるやういわけでそう變つたかと申されますので、率直にありのままの経過を

申上げる次第であります。

○丹羽五郎君 私はあなたが提案者といふことであつたので、今日はそのつもりでお尋ねをしますけれども、実はこの法案を、二十二條はないのですから、これを論ずる必要はないと思ひますけれども、併しこの法案を審議する上においては、運輸委員会として、実は私は大いにお伺ひして行きたいと思つておるのだが、第一國以來今日までに全部で千三百幾つかの法案が出ましたが、その中で未だ見ざるやうなだらしな、功利的な、一方的な法案は、初めて見たのです、而もこの中には権利移轉をやることを一つの要件としてここに法文が書いてあつたのです、六ヶ月以内においては譲渡を受けた者はこれを他に譲渡すべき場合にはやはり前條の規定を準用するといふことになつております、今ここで経済界の一番大きな問題は権利移轉税といふことで、それが権利を受けた者がやはり免脱に等しいやうな低い税率で又第三者にそれを譲渡できるといふことを、これも起案者が、一條から全部に盛り上げておるやうな気分が裏に透るわけ

です、そこであなたのような賢明な方が、何でこれを譲渡を受けた者に対して、五ヶ年なり十ヶ年なりその事業の安全性を考へるならば、権利移轉の、譲渡禁止の條件をこの中に織り込まなかつたといふことを、私は実は提案者としてのあなたにお尋ねしたいのです、当然考へるならば、譲渡を受けた者は、公共事業、公益事業として、これはやるならば、受けた人が少くも十ヶ年なりは他にこれを譲渡できないといふやうな譲渡禁止の條項を特に入れたことが、実際に法の精神を活かして

行くものじやなからうかと、こう考へておつたのですか……

○衆議院議員(佐藤謙作君) 丹羽さんの御意見、私ちよつと理解しかねるのではありませんが、この拂下げをいたした鐵道と言ひますが、拂下げが実施された際においては、実はこれが一つの地方鐵道としての経営形態になるのでありまして、地方鐵道として、いわゆる地方鐵道法の適用を受けるというのが普通の考え方のように私は思ひます、でありますので、この拂下げを受けた鐵道は特別の何か制限を付けるといふお考え方には、私共どうも考え方が一致しないのでございまして、それはどういふ意味でございまして、何故制限を付けなければならぬのでございまして、その点一つ御疑問となさつておる点を明確にして頂いたら私分るやうに思ひます。

○丹羽五郎君 私はこの法律でどういふやうに業に法律によつてこれを拂下げをするといふ法律を作るならば、少くもその反対給付の立場を考へて、この事業を國家が買つても公益といふことにはちよつとも變りはない、國家に監督権はあるわけだから、少くもこれを買つた人は十ヶ年なり十ヶ年の間は第三者に譲渡できないやうにして法文を作つて行くことが、私は今の場合に、國家が仮に買つた場合には、一番必要なことじやなからうか、実は私の議論の要点は、新しく日本國有鐵道法といふものができるのであるから、公共企業体の新しいものが……、一應その方に立つて、私は日本國有鐵道の立場から、新しい法人格の立場から、私はこういう案が出て來るならば又これは考へてみたいと思ひ、まだ

しては、皆幾方、一線区の従業員ばかりでなく、廣く國民の代表としてのつては余り信頼できないということ、前田氏が來られた折に申上げたの

どういふわけで、その變つたかと申されますので、率直にありのままの経過を

いふような譲渡禁止の條項を特に入れたことが、實際に法の精神を活かして

から、私はこういう案が出て來るならば又これは考えてみたいと思ふ、まだ

日本國有鐵道というものはこの六月一日から誕生する前に、そこからいろいろのものをこつちに横へのけて行くという法律を、今何でこゝで作らなければならぬかということから私は考へて、少くも十ヶ年くらいは譲渡禁止というところが、私は立法の本當の精神でなからうか、こゝで考へるのです。

○内村清次君 議事進行について……この委員会の再開期に、言ひましたように、委員長も十分御承知と思ふが、この審議をこの委員会ですることについて、大藏委員会の方では決議をやつておいて議長に申込み、すでにその問題は議院運営委員会の問題になつておるんだということ、十分御承知の筈だと思ふのです。そこで委員長はこれを採決にしよう、この審議を進める上において採決にしようというやうなお考えもあつたやうですが、一應私はいゆる所管大臣を呼んでおつたために、所管大臣だけは聴いたかどうかということ、皆さん方の氣持もそうあつたやうでありましたから、聴いたわけですが、まだ運営委員会においてはこの問題で本会議を止めて、そして運営委員会で話しておるといふ状態ですね、そういうやうな状態のときにおいて向この委員会を……、これはもう發議者に対してはまだ十分質問して行きたいところは沢山ありますのです。この條項別にですね、併しなからもう本会議もそういう観点で今議事を止めておるやうな状態ですから、暫く議院運営委員会の様子を見るために、一時休憩したらどうですか。

○委員長(板谷順助君) それは先づき申上げたように、今この際採決をするというところまで進んでおらないんだ、要するに議長によつてこの運輸委員会にこの案が付託をされて、又委員長としてはこの委員会に付託されることと當然であるというやうな信念の下に、実は昨年來開いたわけでありました。別に質疑を打切るとかいうやうな考えはありませんけれども、折角先づき申上げたように、例へば運輸委員会でこの法案が何れに廻るとしても、現在のことでは形式の上において運輸委員会に付託されておることでありますから、それで先程來御了解を得てこの質疑を継続しておるわけであります。であるから、多数の諸君が暫時休憩するといふ御意思であるならば、別に委員長はこれを固執するものではない、向によつて行こうといふことを言つておるわけであります。(休憩しよう)と呼ぶ者あり) 丹羽さん、今佐藤君があなたの質問に対して答弁すると言つておられますが……

○内村清次君 まだ發議者にきく点が沢山あるのですよ、こちらが正式にこの議案を取つて審議するということになれば……

○丹羽五郎君 私の質問に対して佐藤氏が答えるやうですが、これは後で結構ですから……

○委員長(板谷順助君) 委員長外議員の發言はとにかく委員の質問が終つてからにして下さい。

○委員長(板谷順助君) 委員外の質問は委員の了解を得なければなりませんから……

だ、要するに議長によつてこの運輸委員会にこの案が付託をされて、又委員長としてはこの委員会に付託されることと當然であるというやうな信念の下に、実は昨年來開いたわけでありました。別に質疑を打切るとかいうやうな考えはありませんけれども、折角先づき申上げたように、例へば運輸委員会でこの法案が何れに廻るとしても、現在のことでは形式の上において運輸委員会に付託されておることでありますから、それで先程來御了解を得てこの質疑を継続しておるわけであります。であるから、多数の諸君が暫時休憩するといふ御意思であるならば、別に委員長はこれを固執するものではない、向によつて行こうといふことを言つておるわけであります。(休憩しよう)と呼ぶ者あり) 丹羽さん、今佐藤君があなたの質問に対して答弁すると言つておられますが……

○内村清次君 まだ發議者にきく点が沢山あるのですよ、こちらが正式にこの議案を取つて審議するということになれば……

○丹羽五郎君 私の質問に対して佐藤氏が答えるやうですが、これは後で結構ですから……

○委員長(板谷順助君) 委員長外議員の發言はとにかく委員の質問が終つてからにして下さい。

○委員長(板谷順助君) 委員外の質問は委員の了解を得なければなりませんから……

○鈴木清一君 私も実は質問のまだ数はあるのですが内村君が質疑をしておりましたので……。まだ私も佐藤さんにも次官にも尋ねたい点が沢山あるのです。それで内村君の質問の終るのを待つておつたのです。どうですか委員長、御趣旨も分つておるし、先程のあれのように委員長の氣持も分つておるの、本会議を止めて向うですです待つておるといふやうな状態なんですから、一應こゝで質疑を打切つて、そして各派交渉会を早く開いてスミースに持つて行くようにしたいと思ひますが……

○委員長(板谷順助君) 大体の御質疑を打切つた……一應です。

○内村清次君 いや……。一應です。

○委員長(板谷順助君) それでは三十分間休憩いたします。

午後九時九分休憩

午後九時四十九分開会

○委員長(板谷順助君) 再会いたしました。本日はこれで散會いたします。

午後九時五十分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 小泉 秀吉君
小野 哲君
丹羽 五郎君

委員 内村 清次君
大隅 憲二君
入交 太藏君
飯田精太郎君
高田 寛君
村上 義一君
結城 安次君

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、海上運送法案(予備審査のため)
の付託は五月十六日)

委員外議員	鈴木 清一君
衆議院議員	島 清君
國務大臣	佐藤 榮作君 前田 郁君
運輸大臣	大屋 晋三君
政府委員	大藏政務次官 田口政五郎君 運輸政務次官 加藤常太郎君 運輸事務官 藪谷 虎芳君 運輸事務官 秋山 龍君 運輸事務官 龍井 玄剛君 運輸事務官 岡田 修一君 運輸局長 海運局長

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局